

前期基本計画

第1章 前期基本計画の概要

- 1. 前期基本計画の構成 40
- 2. 総合計画と各種計画との関連性 41

第2章 施策別計画

施策別計画の見方 46

政策1 未来を拓く人づくり

- 1-1 学校教育の充実 48
- 1-2 生涯学習の充実と文化の振興 50
- 1-3 人権尊重・男女共同参画社会の形成 52

政策2 活力ある産業のまちづくり

- 2-1 農林水産業の振興 54
- 2-2 工業の振興 56
- 2-3 商業・観光の振興 58

政策3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

- 3-1 子ども・子育て支援の充実 60
- 3-2 高齢者福祉の充実 62
- 3-3 障がい福祉の充実 64
- 3-4 地域福祉の充実とセーフティネットの推進 66
- 3-5 健康づくりの推進 68

政策4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

- 4-1 暮らしの安全の確保 70
- 4-2 自然環境・生活環境の保全 72
- 4-3 循環型社会の形成 74
- 4-4 地域活動・町民活動の推進 76
- 4-5 防災・減災対策の推進 78
- 4-6 消防・救急・救助対策の推進 80

政策5 快適な都市機能があるまちづくり

- 5-1 道路・橋梁の整備と保全 82
- 5-2 持続可能な市街地の形成 84
- 5-3 水道水の安定供給と污水处理の推進 86

政策6 持続可能なまちづくり

- 6-1 持続可能な行政運営の推進 88
- 6-2 健全な財政運営の推進 90
- 6-3 町民から信頼される職員と職場づくり 92

第1章 前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の構成

将来都市像である「一人ひとり」が輝く「もっと」快適 住みやすいまち 苅田の実現を目指し、6つの政策と23の施策を設定した前期基本計画を定めます。

1 未来を拓く人づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実と文化の振興
- (3) 人権尊重・男女共同参画社会の形成

2 活力ある産業のまちづくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 工業の振興
- (3) 商業・観光の振興

3 だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり

- (1) 子ども・子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実とセーフティネットの推進
- (5) 健康づくりの推進

4 安全で暮らしやすい環境があるまちづくり

- (1) 暮らしの安全の確保
- (2) 自然環境・生活環境の保全
- (3) 循環型社会の形成
- (4) 地域活動・町民活動の推進
- (5) 防災・減災対策の推進
- (6) 消防・救急・救助対策の推進

5 快適な都市機能があるまちづくり

- (1) 道路・橋梁の整備と保全
- (2) 持続可能な市街地の形成
- (3) 水道水の安定供給と汚水処理の推進

6 持続可能なまちづくり

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 健全な財政運営の推進
- (3) 町民から信頼される職員と職場づくり

2. 総合計画と各種計画との関連性

(1) 経営計画としての総合計画

本町では総合計画を、全施策の目指す姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、「苅田町の経営計画」として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

(2) 地方創生、国土強靱化の全庁的計画と連携した総合計画

人口減少と東京一極集中の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）」及び災害による人的・物的被害の未然防止や減災を目指す「国土強靱化地域計画」は、国から全市町村に策定が求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、整合・調和のとれた策定及び推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や町民への説明においても、総合計画の成果指標を活用し、わかりやすく報告するとともに、進捗管理や町民への説明に係る業務の効率化を図ります。

なお、総合計画の施策体系と「地方創生総合戦略」、「国土強靱化地域計画」の関連性は次のとおりです。

■ 施策体系一覧と各種全庁的計画との関連性

政策名		施策名	基本事業名	地方創生	国土強靱化	
1	未来を拓く人づくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上とたくましい心身の育成	●		
			2 ICT活用教育による学びの質の向上			
			3 教育環境の整備		●	
			4 学校・家庭・地域の連携と協働	●		
			5 多様性を踏まえた教育の実践			
		2 生涯学習の充実と文化の振興	1 学習機会の充実	●	●	
			2 生涯スポーツの推進		●	
			3 図書館サービスの充実	●	●	
			4 文化財の保護と活用	●	●	
		3 人権尊重・男女共同参画社会の形成	1 人権教育・人権啓発の推進			
			2 人権擁護の推進			
			3 男女共同参画の推進	●		
2	活力ある産業のまちづくり	1 農林水産業の振興	1 多様な担い手で支える営農体制の確立	●		
			2 農業基盤の整備・保全	●	●	
			3 森林の維持			
			4 漁業経営の安定化			
		2 工業の振興	1 立地及び事業環境の整備	●	●	
			2 企業立地の促進	●		
			3 事業所の総合的な支援	●	●	
		3 商業・観光の振興	1 商業の活性化	●		
			2 町内の観光資源による愛着づくりとにぎわい創出	●		
			1 子育て不安の軽減	●		
			2 保育サービスの充実	●	●	
			3 放課後の居場所づくり（児童）	●		
3	だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり	1 子ども・子育て支援の充実	4 母子保健の推進	●		
			5 児童発達の支援	●		
			6 子どもの人権尊重	●		
			1 生きがいづくりと介護予防の推進	●		
			2 日常生活支援の充実	●		
			3 地域ぐるみの認知症対策の推進	●		
		2 高齢者福祉の充実	4 介護保険サービスの適正運営		●	
			5 高齢者の人権尊重			
			3 障がい福祉の充実	1 自立支援の推進		●
				2 地域生活支援の推進	●	●
		3 社会参加の促進と就労支援				
		4 障がいのある人の人権尊重				
4 地域福祉の充実とセーフティネットの推進	1 見守り活動・相談体制の充実	●				
	2 町民同士の支え合いの促進	●	●			
	3 町営住宅の整備		●			
5 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善	●				
	2 早期発見・早期治療の推進	●				
	3 こころの健康づくり	●				
	4 地域医療体制の充実	●	●			

政策名		施策名		基本事業名		地方創生	国土強靱化		
4	安全で暮らしやすい環境があるまちづくり	1	くらしの安全の確保	1	交通安全対策の推進	●	●		
				2	防犯対策の推進	●			
				3	青少年犯罪の抑制	●			
				4	消費生活の安全	●			
		2	自然環境・生活環境の保全	1	自然環境の保全				
				2	生活衛生・公害の防止				
				3	再生可能エネルギーの利用				
		3	循環型社会の形成	1	ごみの排出抑制の推進				
				2	リサイクルの推進				
				3	ごみの適正な処理				●
		4	地域活動・町民活動の推進	1	自治会活動の活性化	●		●	
				2	町民活動の活性化	●			
				3	産学官連携の推進				●
				4	国際化・多文化共生の基盤づくり	●		●	
		5	防災・減災対策の推進	1	防災意識の高揚	●		●	
				2	地域防災力の向上	●		●	
				3	防災・災害情報の提供	●		●	
				4	災害時支援力・対応力の向上	●		●	
				5	浸水対策の推進	●		●	
				6	津波対策の推進	●		●	
		6	消防・救急・救助対策の推進	1	防火意識の高揚と予防対策の推進				●
				2	消防団活動の充実	●		●	
				3	救急救命体制の整備				●
				4	資機材等の適正な維持管理				●
5	快適な都市機能があるまちづくり	1	道路・橋梁の整備と保全	1	道路の整備促進	●	●		
				2	道路・橋梁の適切な維持管理	●	●		
		2	持続可能な市街地の形成	1	地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進	●			
				2	駅周辺の整備	●		●	
				3	公共交通の利便性向上	●			
				4	魅力ある景観の保全・創出	●			
				5	公園・緑地の整備と管理	●		●	
				6	災害に強い土地・家屋の利用推進	●		●	
		3	水道水の安定供給と汚水処理の推進	1	安全で災害に強い水道の供給	●		●	
				2	下水道の整備と管理	●		●	
				3	合併処理浄化槽による汚水処理の推進	●		●	
				4	健全な上下水道経営の推進				
6	持続可能なまちづくり	1	持続可能な行政運営の推進	1	成果志向の行政運営	●			
				2	広報・広聴の推進	●	●		
				3	デジタル行政の推進と情報システムの適正管理	●	●		
				4	個人情報保護と公開				
				5	広域行政の推進	●			
				6	確実な事務執行と窓口処理	●			
				7	定住の推進	●			
		2	健全な財政運営の推進	1	歳入の確保	●			
				2	歳出の適正管理	●			
				3	公共施設マネジメントの推進	●		●	
				4	適正な会計処理				
		3	町民から信頼される職員と職場づくり	1	人材育成と組織体制の充実				
				2	健康で安心して働ける職場づくり				●

(3) 総合計画とSDGsとの関連性

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」を指します。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。


このSDGsのゴールやターゲットは、行政が目指すべき姿と重なる部分が多くあります。本計画では、各施策がSDGsの17ゴールのどれに該当するかを示しています。

なお、SDGsターゲットには、発展途上国を対象としているものも多くあり、日本を含む先進国ではすでに達成状態に近い内容も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ SDGs の 17 ゴールと総合計画の全 23 施策との関連性

第 5 次総合計画 前期基本計画		政策 1			政策 2			政策 3				
		学校教育の充実	生涯学習の充実と文化の振興	人権尊重・男女共同参画 社会の形成	農林水産業の振興	工業の振興	商業・観光の振興	子ども・子育て支援の充実	高齢者福祉の充実	障がい福祉の充実	地域福祉の充実とセーフティ ネットの推進	健康づくりの推進
SDGs												
1	 貧困をなくそう	●		●				●		●	●	
2	 飢餓をゼロに				●			●			●	●
3	 すべての人に健康と福祉を	●						●	●	●	●	●
4	 質の高い教育をみんなに	●	●	●				●	●			
5	 ジェンダー平等を 実現しよう	●		●				●				
6	 安全な水とトイレを 世界中に											
7	 エネルギーをみんなに そしてクリーンに											
8	 働きがいも 経済成長も	●		●	●	●	●		●	●		
9	 産業と技術革新の 基盤をつくろう				●	●	●					
10	 人や国の不平等を なくそう	●	●	●				●	●	●	●	
11	 住み続けられる まちづくりを	●	●			●	●	●	●	●	●	
12	 つくる責任 つかう責任				●	●	●					
13	 気候変動に 具体的な対策を				●							
14	 海の豊かさ を守ろう				●							
15	 陸の豊かさ を守ろう				●							
16	 平和と公正を すべての人に	●		●				●	●	●	●	
17	 パートナーシップで 目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

序論

基本構想

前期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

資料編

政策4						政策5			政策6			該当施策数
くらしの安全の確保	自然環境・生活環境の保全	循環型社会の形成	地域活動・町民活動の推進	防災・減災対策の推進	消防・救急・救助対策の推進	道路・橋梁の整備と保全	持続可能な市街地の形成	水道水の安定供給と汚水処理の推進	持続可能な行政運営の推進	健全な財政運営の推進	町民から信頼される職員と職場づくり	
●	●			●		●	●	●				11施策
												4施策
●	●				●	●	●					11施策
			●									6施策
												3施策
	●	●						●				3施策
	●											1施策
												7施策
		●		●		●	●	●				8施策
			●							●		9施策
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	19施策
	●	●					●					6施策
	●	●		●								4施策
	●	●						●				4施策
	●	●					●	●				5施策
●			●						●			9施策
●	●	●	●	●	●		●		●			19施策

序
論

基本構想

前期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

第2章 施策別計画

施策別計画の見方

序論

基本構想

前期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

資料編

基本構想実現の手段となる「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

区分の種類の説明
「成果」
施策の達成度を示す指標
「社会」（適当な成果指標がない場合）
社会的に施策分野の動向を示す指標

施策を実施することで目指す将来の姿です。

施策の目指す姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と基準値、目標値です。

施策の目指す姿を実現するに当たった課題や方向性を示しています。

施策推進のための個別計画や関連する計画です。

施策に関係のある指標の過去の推移を示すグラフです。

政策
1

未来を拓く人づくり

施策
1-1

学校教育の充実

◆ 施策の目指す姿

子どもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	58.6% (H31)	60.0% (R7)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	59.7% (H31)	60.0% (R7)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 新学習指導要領の導入、外国語教育の小学校での教科化、GIGAスクール構想の実現、感染症への対策等、学校現場では新たな対応や変革が求められています。
- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、子どもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業においてICTの活用を推進し、学習指導の効果を高めめます。
- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設の長寿命化や社会変化に伴い必要となる学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- 子どもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。

◆ 学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合

年度	小学校(実施団体平均)	小学校(刈田)	中学校(実施団体平均)	中学校(刈田)
平成28	37.0	55.7	39.0	59.1
平成29	37.0	59.3	39.0	67.7
平成30	37.0	60.1	39.0	67.2
平成31(年間)	41.0	58.6	43.0	59.7

出典：QU調査

部門別計画

刈田町学校施設等個別施設計画（令和3年度～）

48

施策実現の手段となる「基本事業」名称と目指す姿です。

施策と関連性のある持続可能な開発目標 (SDGs) を表示しています。

SDGsとの関連性

◆ 基本事業の構成

基本事業名 / 目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 確かな学力の向上とたくましい心身の育成 学習内容の基礎や基本を習得し、主体的・協動的に学んでいます。	「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数 (2科目中)	小学校 1科目 (H31)	2科目 (R7)	地方創生
		中学校 0科目 (H31)	2科目 (R7)	
	小学5年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 4区分 (H31)	6区分 (R7)	
		女子 0区分 (H31)	4区分 (R7)	
	中学2年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数 (8区分中)	男子 4区分 (H31)	6区分 (R7)	
		女子 0区分 (H31)	4区分 (R7)	
不登校率 (1,000人当たり)	児童 4.99人 (H31)	4.00人 (R7)		
	生徒 49.39人 (H31)	35.00人 (R7)		
02 ICT活用教育による学びの質の向上 ICT教育実践や情報化に取り組むことで、教育の質が向上しています。	ICT機器を使った学習に意欲が見られた割合	児童 86.4% (H31)	90.0% (R7)	
		生徒 79.0% (H31)	85.0% (R7)	
	授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	小学校 74.0% (H31)	85.0% (R7)	
		中学校 54.2% (H31)	75.0% (R7)	
03 教育環境の整備 安心・安全で快適な学校生活を送っています。	教室で授業をするのに支障があった件数 (前期計画期間累計)	0件 (H31)	0件 (R7)	強靱化
	学力向上や快適な学校生活を送るための施設・備品改善件数 (前期計画期間累計)	224件 (H31)	1,120件 (R7)	
	学校管理下 (通学含む) における事故発生件数	2件 (H31)	0件 (R7)	
04 学校・家庭・地域の連携と協働 学校の実情についての共通理解をもち、相互に連携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティア活動団体の登録人数	402人 (H31)	500人 (R7)	地方創生
	コミュニティ・スクールの設置学校数	0校 (H31)	6校 (R7)	
05 多様性を踏まえた教育の実践 特別な支援を必要とする子どもが特性にあわせた教育を受けています。	学校生活支援員1人当たりの児童・生徒数	児童 7.3人 (H31)	6.0人 (R7)	
		生徒 6.8人 (H31)	6.0人 (R7)	

用語解説

GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資力・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想です。
スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、カウンセリング等を行う「心の専門家」です。臨床心理士などをスクールカウンセラーとして活用しています。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

49

基本事業の目指す姿の達成度(成果)を示す指標(モノサシ)と基準値、目標値です。

施策別計画の中での専門用語に関する解説です。

基本事業と関連性がある全庁の各種計画を示しています。
 「地方創生」
 まち・ひと・しごと創生総合戦略
 「強靱化」
 国土強靱化地域計画

施策
1-1

学校教育の充実

◆ 施策の目指す姿

子どもたちが確かな学力とたくましい心身を育み、学校で楽しく学んでいます。

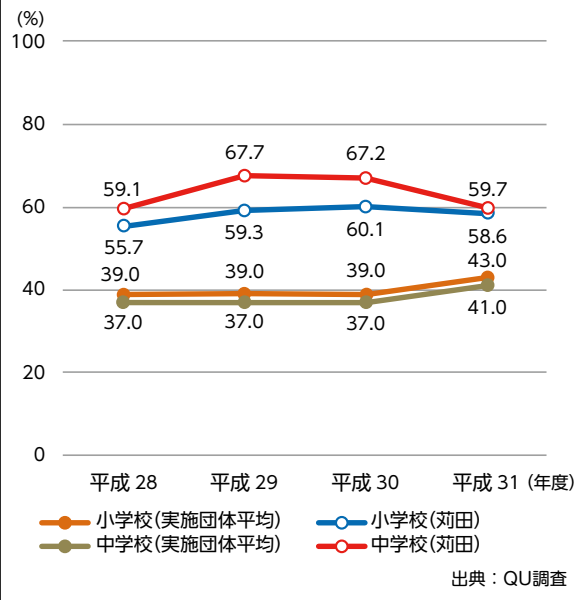
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童の割合	成果	58.6% (H31)	60.0% (R7)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた児童の割合です。
学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の割合	成果	59.7% (H31)	60.0% (R7)	楽しい学校生活を送るためのアンケート調査で、「学級生活満足群」に位置づけられた生徒の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 新学習指導要領の導入、外国語教育の小学校での教科化、GIGAスクール構想の実現、感染症への対策等、学校現場では新たな対応や変革が求められています。
- 教育現場を担う教職員の指導力向上を進め、子どもたちが変化を乗り越え、予測困難な時代を生き抜くための確かな学力の定着へつなげていきます。
- 授業においてICTの活用を推進し、学習指導の効果を高めます。
- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設の長寿命化や社会変化に伴い必要となる学習環境整備を中長期的かつ計画的に進めていきます。
- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、学校・家庭・地域が連携、協働する体制づくりを推進していきます。
- 子どもの特性に応じた教育や必要な支援が求められています。多様な学びの場を用意するとともに、学校生活支援員の充実やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図ります。

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童・生徒の割合





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿		指標名	基準値	目標値	他計画連携	
01	確かな学力の向上とたくましい心身の育成 学習内容の基礎や基本を習得し、主体的・協働的に学んでいます。	「全国学力・学習状況調査」全国平均以上の科目数（2科目中）	小学校	1科目 (H31)	2科目 (R7)	地方創生
			中学校	0科目 (H31)	2科目 (R7)	
		小学5年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数（8区分中）	男子	4区分 (H31)	6区分 (R7)	
			女子	0区分 (H31)	4区分 (R7)	
		中学2年生の「体力・運動能力調査」全国平均以上の区分数（8区分中）	男子	4区分 (H31)	6区分 (R7)	
			女子	0区分 (H31)	4区分 (R7)	
不登校率（1,000人当たり）	児童	4.99人 (H31)	4.00人 (R7)			
	生徒	49.39人 (H31)	35.00人 (R7)			
02	ICT活用教育による学びの質の向上 ICT教育実践や情報化に取り組むことで、教育の質が向上しています。	ICT機器を使った学習に意欲が見られた割合	児童	86.4% (H31)	90.0% (R7)	
			生徒	79.0% (H31)	85.0% (R7)	
		授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	小学校	74.0% (H31)	85.0% (R7)	
			中学校	54.2% (H31)	75.0% (R7)	
03	教育環境の整備 安心・安全で快適な学校生活を送っています。	教室で授業をするのに支障があった件数（前期計画期間累計）	0件 (H31)	0件 (R7)	強靱化	
		学力向上や快適な学校生活を送るための施設・備品改善件数（前期計画期間累計）	224件 (H31)	1,120件 (R7)		
		学校管理下（通学含む）における事故発生件数	2件 (H31)	0件 (R7)		
04	学校・家庭・地域の連携と協働 学校の実情についての共通理解をもち、相互に連携・協働ができています。	様々な学習や活動を支援するボランティア活動団体の登録人数	402人 (H31)	500人 (R7)	地方創生	
		コミュニティ・スクールの設置学校数	0校 (H31)	6校 (R7)		
05	多様性を踏まえた教育の実践 特別な支援を必要とする子どもが特性にあわせた教育を受けています。	学校生活支援員1人当たりの児童・生徒数	児童	7.3人 (H31)	6.0人 (R7)	
			生徒	6.8人 (H31)	6.0人 (R7)	

用語解説

GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想です。
スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、カウンセリング等を行う「心の専門家」です。臨床心理士などをスクールカウンセラーとして活用しています。
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

生涯学習の充実と文化の振興

◆ 施策の目指す姿

子どもから高齢者までが、生涯を通じて学習し、芸術・文化やスポーツ活動に取り組んでいます。

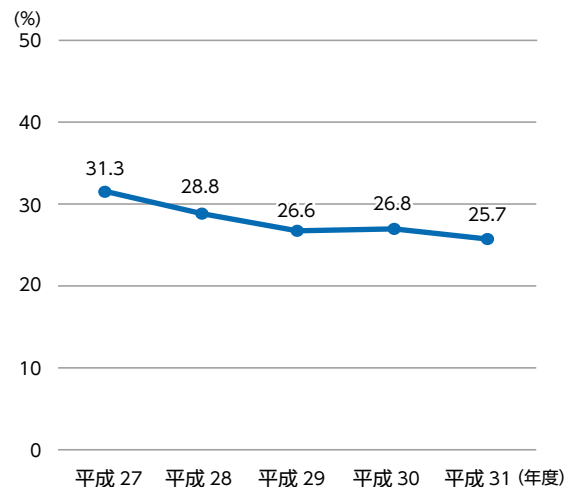
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ活動を行っている町民の割合	成果	25.7% (H31)	27.0% (R7)	町民アンケートで、生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ活動を「行っている」と回答した町民の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化やグローバル化など社会情勢の急激な変化の中、町民が生涯にわたって主体的に学習活動が継続できる環境を整備し、町民の心豊かな生活を支援する社会教育の機会の充実を図る必要があります。公民館講座や文化活動、青少年の体験活動等に参加できる機会の充実を図ります。
- スポーツ活動に対するニーズは「遊び」「健康づくり」「リフレッシュ」「技術向上」など世代に応じて多様化しています。あらゆる世代の町民がスポーツ活動に気軽に参加・体験できる機会と場所の充実を図ります。
- 誰もが読書に親しめる環境づくりに取り組むとともに、図書資料の充実や利便性の向上を図り、多くの町民が利用しやすい図書館を目指します。
- 町内の貴重な文化・歴史・自然遺産の調査を通じて、適切な保存、次世代への確実な継承を推進していきます。また、地域史への理解・愛着の醸成を促すために、情報発信を担うボランティアを育成するとともに、文化財を生涯学習の題材・知的観光資源として活用します。

生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ活動を行っている町民の割合



出典：苅田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

苅田町生涯学習基本計画（令和2年度～）

苅田町子ども読書活動推進計画（平成30～令和4年度）

史跡御所山古墳保存管理計画（平成28～令和17年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 学習機会の充実 生涯学習の機会が充実し、学びたいときに学べる環境になっています。	学習機会が充足していると思う町民の割合	42.5% (H31)	44.0% (R7)	地方創生 強 韌 化
	公民館・文化会館の年間利用者数	129,466人 (H31)	133,350人 (R7)	
	芸術文化イベントの参加人数	1,864人 (H31)	1,920人 (R7)	
	青少年体験活動の参加人数	76人 (H31)	78人 (R7)	
02 生涯スポーツの推進 スポーツ活動に参加する機会が増え、町民が生涯スポーツに親しんでいます。	スポーツ行事・教室への参加人数	2,262人 (H31)	2,330人 (R7)	強 韌 化
	社会体育施設の年間利用者数	97,553人 (H31)	98,000人 (R7)	
	週1日以上、スポーツや運動をしている町民の割合	35.5% (H31)	40.0% (R7)	
03 図書館サービスの充実 図書館を多くの町民が利用しています。	図書館の年間貸出数	300,938冊 (H31)	309,966冊 (R7)	
	図書館に不満がない町民の割合	85.3% (H31)	85.3% (R7) (※)	
04 文化財の保護と活用 文化財が適切に調査・保存され、町民の生涯学習や来町者の観光資源として活用されています。	国・県・町指定文化財数	21件 (H31)	21件 (R7)	地方創生 強 韌 化
	町民の文化財活用事業及び歴史資料館の参加・見学人数	1,199人 (H31)	1,235人 (R7)	
	来町者の文化財活用事業及び歴史資料館の参加・見学人数	487人 (H31)	502人 (R7)	

※ 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。



施策

1-3

人権尊重・男女共同参画社会の形成

◆ 施策の目指す姿

基本的人権が守られ、お互いに認め合い、一人一人の人権が尊重されています。
男女平等の意識が育まれ、様々な分野に男女が共同して参画しています。

◆ 施策の成果指標

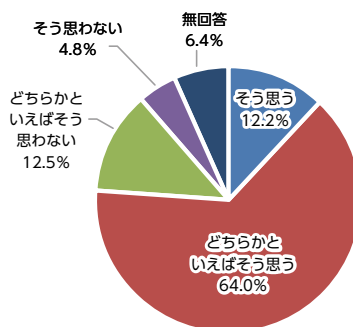
指標名	区分	基準値	目標値	説明
人権が尊重されているまちであると思う町民の割合	成果	76.2% (H31)	76.2% (R7) (※1)	町民アンケートで、人権が尊重されているまちであると思う「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。
社会全体でみて男女の地位は平等になっていると思う町民の割合	成果	15.5% (H31)	20.0% (R7)	町民アンケートで、社会全体でみて男女の地位は「平等」になっていると思うと回答した人の割合です。

※1 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

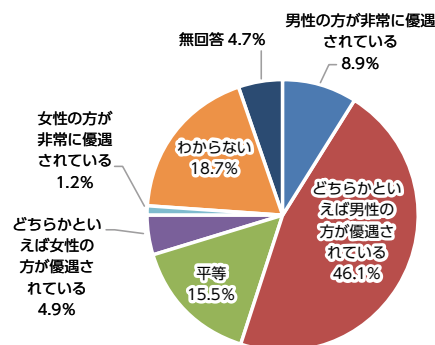
- 基本的人権が尊重される明るい町を実現するために、町民に対して教育・啓発を行い、町民一人一人の人権意識の高揚を図るとともに、企業、団体、地域に対しての啓発事業を行うなど、社会全体で差別や偏見をなくすための取組みを行います。
- 平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」など人権に関する法律が整備されました。あらゆる差別の解消に向けて取り組んでいきます。
- インターネットを利用した人権侵害、LGBTに対する偏見や差別、社会の変化に伴う新たな人権問題についても啓発を進めます。
- 男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性や能力を十分に発揮できるよう、苅田町男女共同参画行動計画に基づいた取組みを推進します。
- 令和元年に女性活躍推進法が改正されました。女性が社会で個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることが求められています。

人権が尊重されているまちであると思う町民の場合



出典：平成31年度 苅田町まちづくり町民アンケート

社会全体でみて男女の地位は平等になっていると思う町民の場合



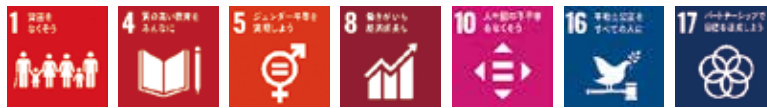
出典：平成31年度 苅田町まちづくり町民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が100%にならない場合があります。

部門別計画

苅田町人権教育行動計画（平成14年度～）

第2次苅田町男女共同参画行動計画（平成25～令和4年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 人権教育・人権啓発の推進 人権教育や啓発が行われ、人権が尊重されています。	町主催の人権啓発研修等を受講した人数	788人 (H31)	850人 (R7)	
	この1年間に人権侵害をするような言動をした町民の割合	16.1% (H31)	15.0% (R7)	
02 人権擁護の推進 人権擁護のための相談体制などが充実し、人権侵害の悩みや不安が軽減されています。	人権侵害に関する相談件数	4件 (H31)	10件 (R7) (※2)	
	女性からの人権相談のうちDV及びセクシュアルハラスメント被害相談件数	192件 (H31)	200件 (R7) (※2)	
03 男女共同参画の推進 性別による固定的な役割や分業意識が解消され、社会の対等なパートナーとして、様々な分野において男女が共同して参画しています。	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の解消に共感する町民の割合	49.9% (H31)	60.0% (R7)	地方創生
	審議会等における女性委員の占める割合	24.3% (R2)	30.0% (R7)	

※2 最終的には基準値より下がることを目指しますが、相談機関の更なる周知を行い、積極的に相談に来ていただくことにより、相談に来ないままで良くない結末を迎えることを避けるため、現時点では基準値より上がることを目指します。



用語解説

ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことです。
LGBT	Lesbian (レズビアン)・・・女性の同性愛者 Gay (ゲイ)・・・男性の同性愛者 Bisexual (バイセクシュアル)・・・両性愛者 Transgender (トランスジェンダー)・・・身体と心の性が一致しないため身体の性に違和感を持つ人 それぞれの頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称のひとつとして使われています。
DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)の略で配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。 殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、子どもを利用した暴力なども含まれます。
セクシュアルハラスメント	相手の意思に反して行われ、相手を不快にさせる性的言動のことです。

施策 2-1 農林水産業の振興

◆ 施策の目指す姿

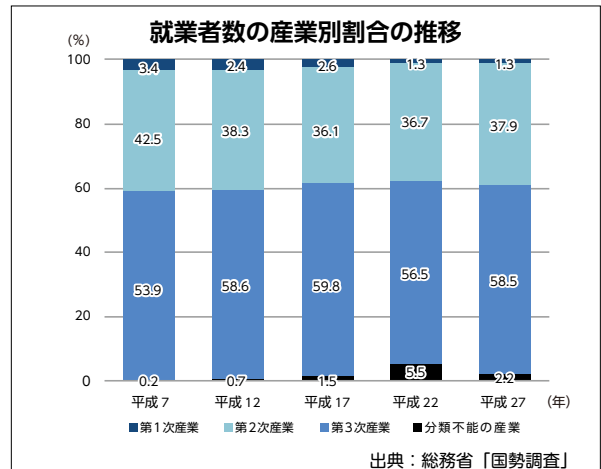
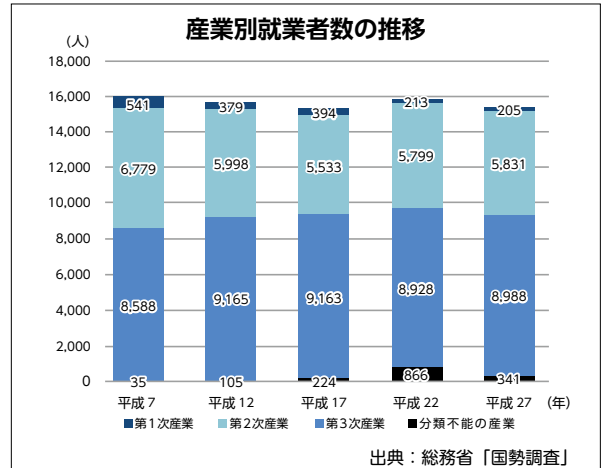
持続可能な農林水産業の確立を目指し、生き生きと取り組んでいます。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
担い手農家・農業生産法人に集約されている農地面積割合	成果	16.5% (H31)	20.0% (R7)	農地面積のうち、農用地利用集積計画申請書に記載されている利用権設定面積の割合です。大きいほど農作業の省力化が進んでいると言えます。
漁業生産額	成果	76,211千円 (H31)	80,000千円 (R7)	苅田町漁業協同組合業務報告書によるもので、販売事業の当期取扱高です。

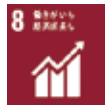
◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町では、第一次産業就業者の高齢化や担い手不足が進行し、就業者数は平成7年の541人から平成27年の205人へと大幅に減少しており、持続可能な農林水産業の確立が求められています。
- 農業については、後継者不足、機械等の更新費用の高騰によって離農者が増加しているため、多様な担い手を育成することで、農地の荒廃化を防ぎ、健全な農地が維持できるように取り組みます。
- 農道・水路・農業用施設は、全体的に老朽化が進んでおり、農業インフラとしての機能が果たせなくなると農地や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、適切な維持管理を行います。
- 林業については、県の事業によって未整備森林が減少しています。今後は国の森林経営管理制度の利用等により、森林の適切な管理に取り組みます。
- 漁業については、就業者の高齢化や後継者不足解消のため、栽培漁業の拡大や水産物の付加価値向上を推進し、収入の安定化を図ります。



部門別計画

- 苅田町農業振興基本計画（平成22年度～）
- 苅田町森林整備計画（平成29～令和8年度）
- 農道個別施設計画（平成30年度～）
- 林道施設（橋梁）の個別施設計画（平成31年度～）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 多様な担い手で支える営農体制の確立 多様な担い手の育成により、持続的な農業経営が確立されています。	新規就農者数 (前期計画期間累計)	1人 (R2)	3人 (R7)	地方創生
	認定農業者数 (含む農業生産法人数)	12人 (R2)	15人 (R7)	
02 農業基盤の整備・保全 農業生産基盤の整備や保全により、農業生産が維持できています。	農村環境を守り、質を高める地域共同活動に取り組む組織数	9組織 (R2)	10組織 (R7)	地方創生 強 韌 化
	農道、水路、ため池、農業用施設の整備・改修箇所数 (前期計画期間累計)	3箇所 (H31)	10箇所 (R7)	
03 森林の維持 森林の適切な維持管理などが行われ、荒廃した森林が減少しています。	未整備森林面積	151.7ha (H31)	131.0ha (R7)	
	森林経営管理制度意向調査数 (前期計画期間累計)	50人 (R2見込)	250人 (R7)	
04 漁業経営の安定化 栽培漁業の拡大や水産物の付加価値の向上により漁業の経営基盤が整い、経営が安定しています。	新規漁業就業者数 (前期計画期間累計)	2人 (H31)	10人 (R7)	
	市場で付加価値が高い水産物数	3種 (H31)	4種 (R7)	



用語解説

認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の市町村認定を受け、農業経営の安定化を目指す農業経営者・農業生産法人のことです。担い手農業者とも呼ばれます。
森林経営管理制度	経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と管理する人をつなぐ仕組みです。
栽培漁業	卵から稚魚になるまでの一番弱い期間を、人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、自然の海で成長したものを漁獲する漁業です。本町ではカキを中心とした栽培漁業を行っています。

施策 2-2 工業の振興

◆ 施策の目指す姿

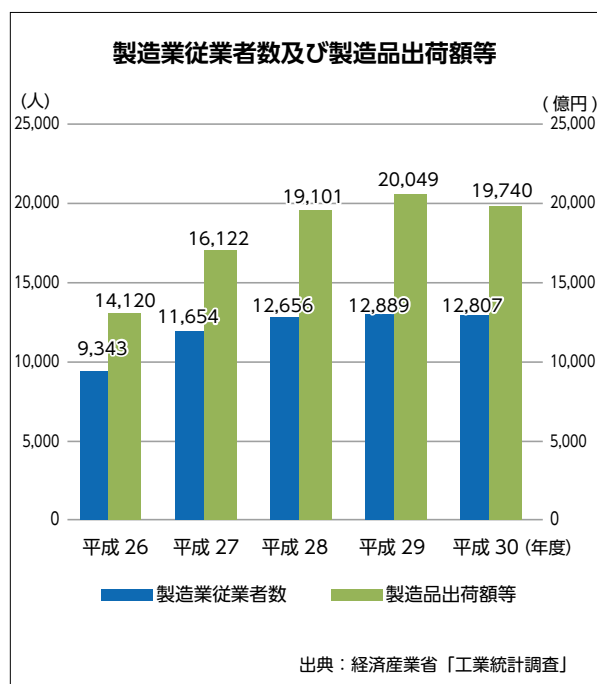
陸・海・空のアクセスに恵まれた立地環境のもと、製造業を中心とした臨海工業都市として、発展を続けています。

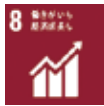
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
製造業従業者数	成果	12,807人 (H30)	14,140人 (R7)	工業統計調査（経済産業省）における町内の製造業事業所で働いている人の数です。
製造品出荷額等	社会	19,740億円 (H30)	25,194億円 (R7)	工業統計調査における町内の製造業事業所の1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計です。
苅田港貿易額	社会	8,901億円 (H31)	11,975億円 (R7)	苅田港における1年間の輸出額および輸入額です。
北九州空港貿易額	社会	1,449億円 (H31)	2,007億円 (R7)	北九州空港における1年間の輸出額および輸入額です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 臨海部の工業用地に自動車やセメント産業をはじめとする日本でも有数の企業が数多く立地し、北部九州の中核的な生産拠点となっています。持続的な産業活動と雇用の確保のため、既存の基幹産業の成長を促すとともに、企業の誘致を継続し、新たな産業の創出に取り組みます。
- 町内には大企業だけでなく、優れた技術力を有する中小企業も数多く立地していますが、少子高齢化が進み、働き手不足が問題となっています。企業が安定して操業するために、企業が求める人材の確保を支援することが求められています。若者が地元に残って働きたいと思える魅力的な中小企業が増えるように、企業の総合的な支援に取り組みます。
- 本町には、陸・海・空の充実したインフラという強みがあります。持続可能な臨海工業都市として、この先も成長を続け、地域の更なる産業基盤の強化のためにも、港湾整備をはじめ高速道路や空港の機能強化が求められることから、港湾や道路、空港の整備が促進されるよう働きかけを推進します。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 立地及び事業環境の整備 港湾や道路、空港などの交通・物流基盤が整い、国内外への物流機能が向上しています。	苅田港における貨物取扱量	3,600万 t (H31)	3,721万 t (R7)	地方創生 強 韌 化
	北九州空港における貨物取扱量	8,970t (H31)	30,000t (R7)	
02 企業立地の促進 地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の創出等が図られています。	企業誘致件数 (前期計画期間累計)	5件 (H31)	10件 (R7)	地方創生
	立地企業の新規町民雇用者数 (前期計画期間累計)	6人 (H31)	100人 (R7)	
03 事業所の総合的な支援 中小企業の経営力強化及び労働生産性の向上により、地元の中小企業に働きたい人が増えています。	各種支援を受けている事業所数	6事業者 (H31)	40事業者 (R7)	地方創生 強 韌 化
	町内の工業高校卒業生の地元就職者数	17人 (H31)	25人 (R7)	



施策 2-3 商業・観光の振興

◆ 施策の目指す姿

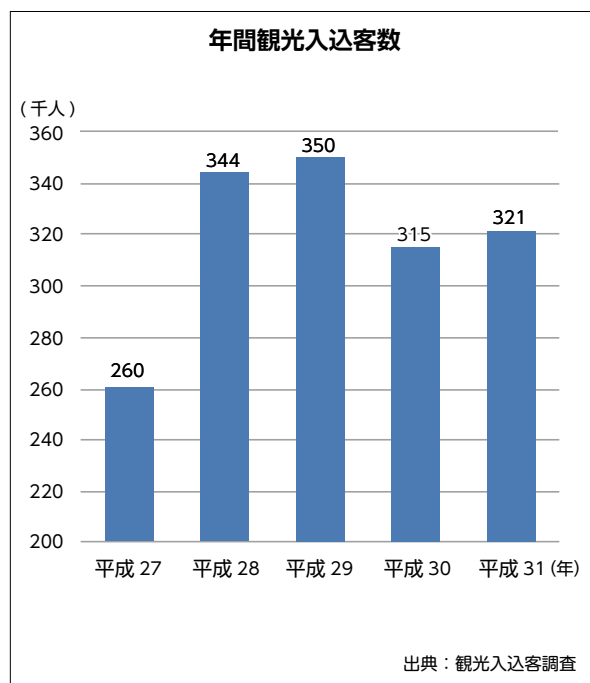
町内の商店や観光資源が町内外の人に十分に認知され、買い物や観光を楽しむ人が増加し、町に賑わいが生まれています。

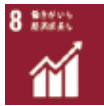
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
町内での買い物が便利であると思う町民の割合	成果	69.5% (H31)	75.0% (R7)	町民アンケートで、町内での買い物が便利であると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。
町内の地域資源を訪れたことのある町民の割合	成果	25.3% (H31)	30.0% (R7)	町民アンケートで、町内の地域資源を「訪れたことがある」と回答した町民の割合です。
年間観光入込客数	成果	321千人 (H31)	330千人 (R7)	観光入込客統計に基づく、町を訪れた観光客の人数です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 国道10号線や県道門司行橋線沿線への大型店舗の進出などにより、商店街の店舗数と来街者数は減少傾向にあります。商店街から郊外型商業施設への人の流れは全国的な傾向ですが、車を持たず、徒歩や自転車で気軽に買い物に行ける商店街を必要としている町民もいます。そのため、意欲ある事業者や創業希望者のサポートを行い、魅力ある店舗や商業集積に引き続き努めるほか、利用者の利便性を高める取組みに対する支援を行います。
- 磯浜緑地については、好立地を活かし、民間の活力を導入する等の利活用を進めていきます。
- 本町へは、ビジネス目的で来町する人が多い状況であるため、地元の飲食店などの周知・利用促進の取組みを進めていきます。
- 本町の歴史・文化、自然などをより身近に、より深く知ってもらう取組みを進めていきます。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 商業の活性化 町内で買い物を楽しむ人が増えて います。	商店街への来街者数	274人/日 (H31)	287人/日 (R7)	地方創生
	創業支援相談件数	27件 (H31)	28件 (R7)	
02 町内の観光資源による愛着 づくりとにぎわい創出 観光ガイドの案内やホームページ などの情報を通じて、町内の観光 資源に興味を持ち、町に愛着を感 じる人が増えています。	体験型観光客数	672人 (H31)	672人 (R7) (※)	地方創生
	苅田町観光協会のホームページへのアク セス数	16,425件 (H31)	18,000件 (R7)	

※ 上がると良い指標ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、基準値の現状維持としています。



施策 3-1 子ども・子育て支援の充実

◆ 施策の目指す姿

安心して子育てができる環境が整っています。

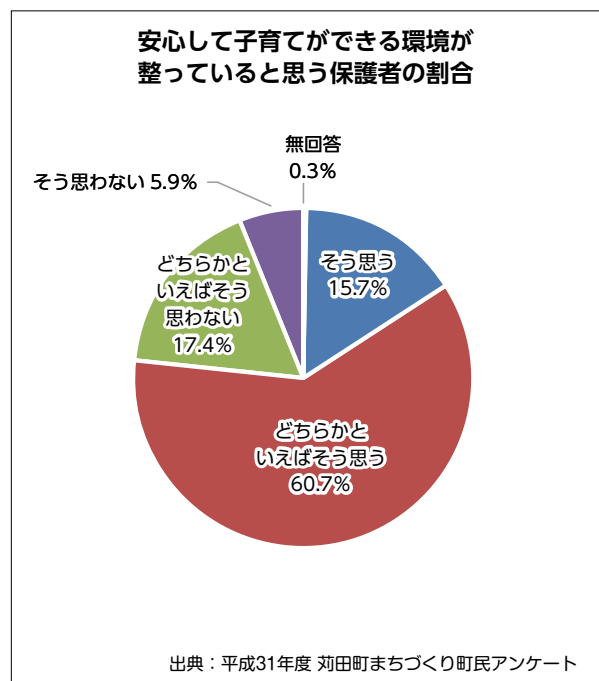
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
安心して子育てができる環境が整っていると思う中学生以下の子どもを持つ保護者の割合	成果	76.4% (H31)	76.4% (R7) (※1)	町民アンケートで、子どもを安心して育てることができる環境が整っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。
この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合	成果	91.8% (H31)	91.8% (R7) (※2)	乳幼児健診の設問で、この地域で子育てをしたいと「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した乳幼児の保護者の割合です。

※1 上がると良い指標ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、基準値の現状維持としています。
 ※2 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、年少人口は平成29年以降年々減少しており、安心して子どもを産み、子育てをすることができる環境の整備が重要となっています。
- 核家族化の進行や共働き世帯の増加といった社会状況の変化により、子育て世帯の求めるニーズは多様化・複雑化し、子育てへの不安や負担を感じる家庭が増えています。さらには、子どもの貧困や発達障がい、児童虐待など、社会的な支援を必要とする子どもや家庭の問題も深刻な課題となっています。
- 子育て支援へのニーズの多様化に対応するため、子育て世代包括支援センターなどの庁内の部署や関係機関との連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 女性の社会進出などにより保育所や学童保育のニーズが高まり、待機児童が発生していることから、保育士及び支援員の確保や受け入れ増加策の検討など、待機児童の解消に向け取り組んでいきます。特に学童保育では、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう計画的な整備を進めます。
- 児童虐待防止のため、相談への対応や関係機関との連絡調整を行う子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待から子どもを守る体制の強化を図ります。



部門別計画

第2期苅田町子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
 苅田町障がい児福祉計画（令和3～5年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 子育て不安の軽減 相談や情報交換をする場や機関を活用して、子育てに対する不安が軽減されています。	親や配偶者以外に身近に子育てに関する相談や情報交換ができる人がいない保護者の割合	15.1% (H31)	11.0% (R7)	地方創生
	子育て支援機関への相談件数	252件 (H31)	260件 (R7) (※3)	
02 保育サービスの充実 保護者の生活実態などに合わせた保育メニューが提供され、保護者が安心して子どもを預け、就労することができています。	保育所の待機児童数	6人 (H31)	0人 (R7)	地方創生 強靱化
03 放課後の居場所づくり (児童) 小学校に就学している児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができています。	学童保育の待機児童数	19人 (H31)	0人 (R7)	地方創生
	学童保育の定員数	309人 (H31)	440人 (R7)	
	子どもひろばに登録して放課後を過ごしている児童数	722人 (H31)	—	
04 母子保健の推進 母子の健康が管理され、母子ともに健やかに暮らしています。	乳幼児健診の受診率	95.4% (H31)	96.0% (R7)	地方創生
	低出生体重児の出生率	7.9% (H31)	7.9% (R7) (※4)	
	幼児の虫歯有病率	14.9% (H31)	10.0% (R7)	
05 児童発達の支援 発達を支援するサービスを状態に合わせて継続的に利用できています。	障害児通所サービスの利用者数	278人 (H31)	—	地方創生
	児童発達の相談件数	420件 (H31)	—	
06 子どもの人権尊重 家庭や学校、地域、関係機関と連携し、児童虐待を防止する体制により、児童虐待の防止や深刻化を防いでいます。	児童虐待件数	9件 (H31)	0件 (R7)	地方創生

※3 最終的には基準値より下がることを目指しますが、相談機関の更なる周知を行い、積極的に相談に来ていただくことにより、相談に来ないままで良くない結末を迎えることを避けるため、現時点では基準値より上がることを目指します。

※4 下がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

用語解説

子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援プランの作成や関係機関との連絡調整を行い、妊娠前から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供する相談機関です。
子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する機関です。
低出生体重児	出生時に体重が2,500g未満の新生児のことです。

施策 3-2 高齢者福祉の充実

◆ 施策の目指す姿

高齢者が生きがいをもち、健康を保ちながら、住み慣れた地域でその人らしく暮らしています。

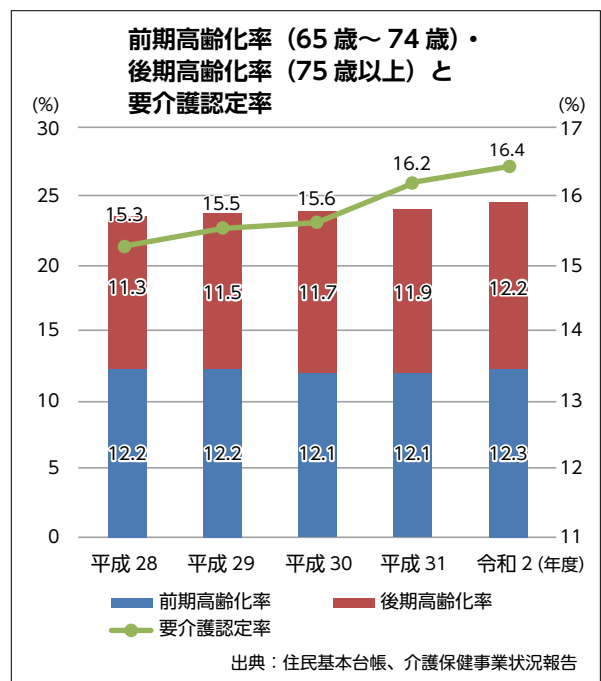
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自立高齢者の割合	成果	83.5% (H31)	83.5% (R7) (※1)	介護保険事業状況報告（年報）に記載された年度末被保険者数（第1号被保険者）に対する年度末被保険者数（第1号被保険者）から年度末認定者数（第1号被保険者）を除いた数の割合です。
介護保険利用者で在宅生活している高齢者の割合	成果	59.9% (H31)	65.9% (R7)	介護保険利用者の在宅生活の状況を把握する指標です。介護保険認定者数に対する介護保険認定者数から施設入所者数を除いた数の割合です。

※1 上がると良い指標ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、基準値の現状維持としています。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の高齢化率は令和2年4月時点で24.5%となっておりますが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、29.3%に達するものと推計され、医療・介護などの社会保障給付費の急激な増加が懸念されます。
- 健康づくりや仲間づくりなど、生きがいを求めて社会に参加する高齢者の活動が介護予防活動につながるため、より一層活性化されるような環境づくりに取り組んでいきます。
- できるだけ住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられるよう、庁内の部署や関係機関との連携、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等の活動を通じて、地域の支え合いや高齢者の居場所づくりを推進していきます。
- 高齢化の進行に伴い、持続的・安定的な介護保険制度の運営や、高齢者の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。
- 高齢者の人権や尊厳が守られるよう、権利擁護に関する相談窓口の周知や、関係機関との連携を図ります。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 生きがいづくりと介護予防の推進 高齢者が自分の有する能力を活かしながら、いきいきと活動しています。また、元気なうちから介護予防に取り組むことで自身の体の変化等に向き合い自分に合った生活を送っています。	前期高齢者（65歳～74歳）で介護認定を受けずに生活している高齢者の割合	96.4% (H31)	99.0% (R7)	地方創生
	社会参加している高齢者の割合	33.8% (H31)	40.0% (R7)	
	介護予防に取り組む高齢者の割合	6.1% (H31)	10.0% (R7)	
02 日常生活支援の充実 高齢者が相談しやすい環境の中で、必要に応じた生活支援サービスを利用しながら、在宅で生活できています。	在宅生活支援サービスの利用者数	3,349人 (H31)	—	地方創生
	高齢者福祉に関する相談件数	9,179件 (H31)	—	
	第2層協議体（つながり隊等）による生活支援活動の参加者数	101人 (H31)	130人 (R7)	
03 地域ぐるみの認知症対策の推進 認知症に対する正しい理解を普及啓発することで、認知症になっても地域で共に支えあう仕組みが整っています。	認知症に関する学習会や普及啓発の活動数	4回 (H31)	10回 (R7)	地方創生
	チームオレンジによって見守られている認知症の人数	— (新規取組み)	9人 (R7)	
	徘徊高齢者等SOSネットワーク協力員の人数	132人 (H31)	160人 (R7)	
04 介護保険サービスの適正運営 継続可能な介護保険サービスが構築され、高齢者が安心して生活しています。	受給者1人当たり給付月額（在宅および居住系サービス）の福岡県平均に対する割合	93.0% (H31)	90.0% (R7)	強靱化
	ケアプランチェックを行った結果、過誤を指摘した件数	83件 (H31)	40件 (R7)	
05 高齢者の人権尊重 各種相談事業などにより、高齢者の人権や権利が守られています。	高齢者の虐待・権利擁護に関する相談件数	263件 (H31)	290件 (R7) (※2)	

※2 最終的には基準値より下がることを目指しますが、相談機関の更なる周知を行い、積極的に相談に来ていただくことにより、相談に来ないままで良くない結果を迎えることを避けるため、現時点では基準値より上がることを目指します。

用語解説

生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人です。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて必要な医療・介護等が提供されるよう地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う人です。
第2層協議体（つながり隊等）	各小学校区において、地域課題や町民のニーズを共有し、高齢者が住みやすい地域づくりや生活支援の体制整備について、町民が主体となり協議を行う場です。
チームオレンジ	ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みです。
徘徊高齢者等SOSネットワーク	認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になった時に、警察だけでなく地域の関係機関や事業所が捜索に協力することにより、できるだけ早く発見し保護するためのネットワークです。

施策 3-3 障がい福祉の充実

◆ 施策の目指す姿

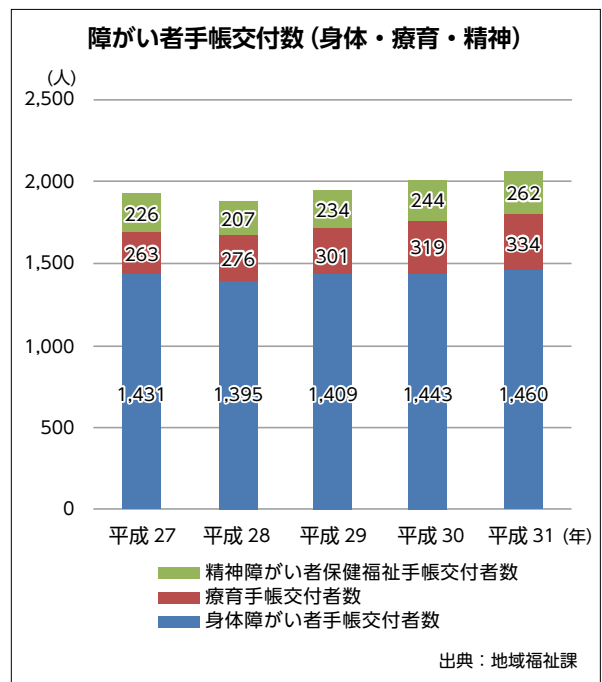
障がいのある人とその家族が安心して生活し、社会参加できています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
障がいのある人のうち、在宅で生活している人の割合	成果	90.5% (H31)	—	障がいのある人が地域で生活している割合です。
障がい福祉サービスの実利用者数の合計	成果	1,052人 (H31)	1,196人 (R7)	障がいのある人の自立に向けた障がい者支援サービスの実利用者数の合計です。

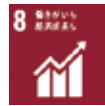
◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 障がいのある人が地域の中で自立した日常生活を送ることができるように、一人一人の状況に応じて、適切なサービスが利用できる支援体制の継続を図ります。
- 本町の障がい者手帳（身体・療育・精神）の所持者数は増加の傾向です。また、各種支援を必要とする方の増加に加え、生活課題や支援ニーズも多様化しているため、庁内の部署や関係機関と連携しながら適切な支援を継続していきます。
- 平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などが定められ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会づくりが求められています。



部門別計画

苅田町障害者長期計画（平成 29～令和 3 年度）
 苅田町障がい者福祉計画（令和 3～5 年度）
 苅田町障がい児福祉計画（令和 3～5 年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 自立支援の推進 障がいの特性や能力に応じて適切なサービスが受けられています。	自立支援給付の実利用者数の合計	502人 (H31)	622人 (R7)	強 韌 化
02 地域生活支援の推進 地域の特性や本人の状況に応じて生活が送れるよう、適切なサービスが受けられています。	地域生活支援事業（町単独事業含む）の実利用者数の合計	550人 (H31)	574人 (R7)	地方創生 強 韌 化
03 社会参加の促進と就労支援 自立した生活を送るために必要なサービスを利用することにより、社会参加や生きがいを持った生活ができています。	自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の実利用者数の合計	212人 (H31)	268人 (R7)	
04 障がいのある人の人権尊重 障がいのある人が自立して日常生活や社会生活を営むことができるように支援が受けられています。	障がいのある人の虐待に関する相談件数	1件 (H31)	—	



用語解説

自立支援給付	在宅で訪問によって受けるサービスや施設への通所、入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスです。
地域生活支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう町が実施する事業です。相談支援事業や外出における支援、通所による地域生活支援の促進を図る事業等があります。

施策
3-4

地域福祉の充実とセーフティネットの推進

◆ 施策の目指す姿

地域で助け合う仕組みが機能しています。

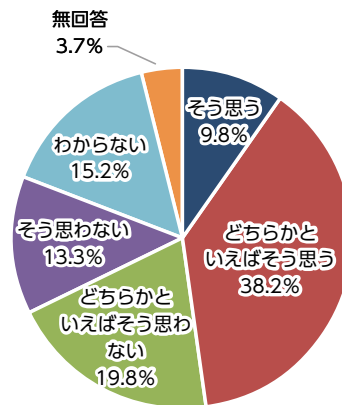
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
地域で互いに助け合っていると思う町民の割合	成果	48.0% (H31)	51.0% (R7)	町民アンケートで、お住まいの地域で、互いに支え合い、助け合っていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年の経済・社会変化に伴い、人々のつながりが希薄になり、社会的に孤立する問題を抱えています。また、複合的な課題を抱えることで、「制度の狭間」にあって十分な支援が届かないなどの問題が顕在化しています。既存の制度では解決が難しい生活課題に対して、地域住民が主体的に解決を試みる体制づくりや、対象者の属性に関わりなく、包括的な支援の仕組みをつくると共に、町民にわかりやすい相談窓口を設置します。
- 町営住宅については、耐用年数を超過した住戸への対応などが課題となっているため、公営住宅長寿命化計画に基づき計画的な管理を行うことで、良好な住環境を提供します。

お互いに支え合い、助け合いができていると思う町民の割合



出典：平成31年度 苅田町まちづくり町民アンケート

部門別計画

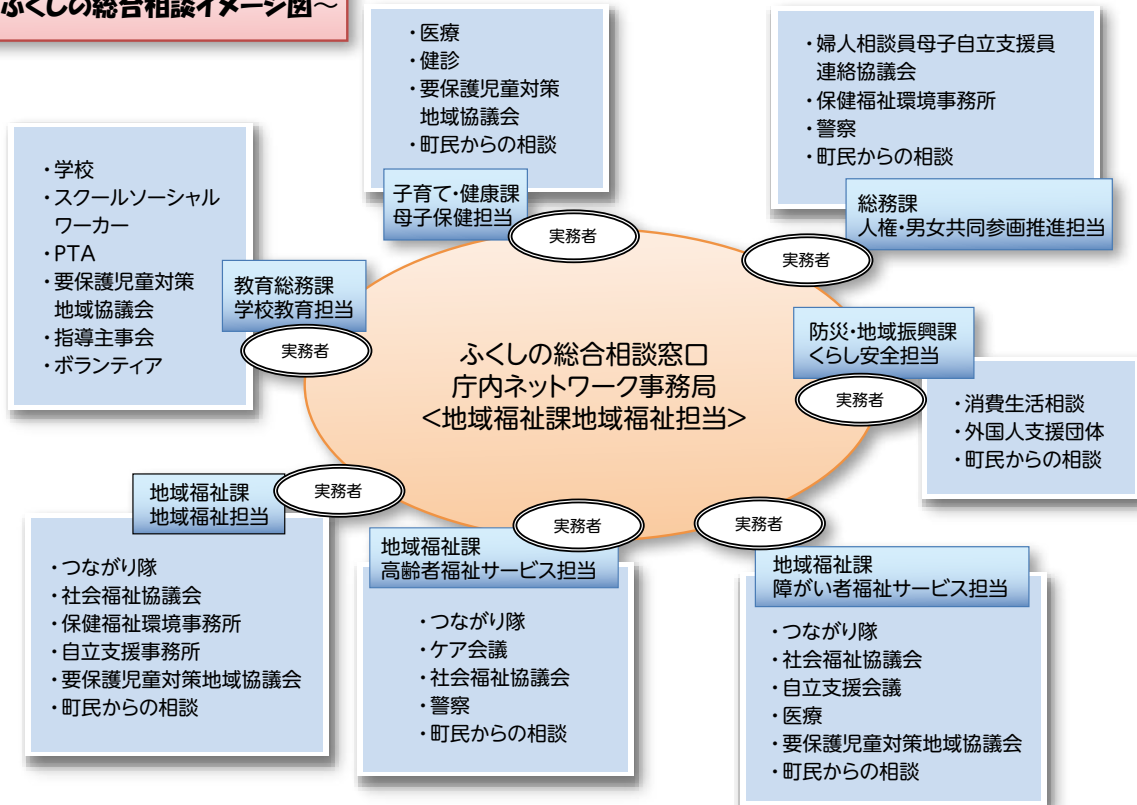
第2次苅田町地域福祉計画（平成31～令和5年度）
苅田町公営住宅長寿命化計画（令和2～11年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 見守り活動・相談体制の充実 身近なところで、悩み事や困り事を相談できています。	ふくしの総合相談窓口における相談件数	一件 (新規取組み)	—	地方創生
	相談できるところが3つ以上ある町民の割合	10.9% (H31)	15.0% (R7)	
02 町民同士の支え合いの促進 あらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みができています。	地域福祉活動に参加している町民の割合	27.2% (H31)	30.0% (R7)	地方創生 強靱化
	「支え合い会議」の実施地区数	21地区 (H31)	37地区 (R7)	
03 町営住宅の整備 町営住宅の整備・再編・維持管理により、必要な方への良好な住居が確保されています。	町営住宅の入居率	70.0% (H31)	—	強靱化

～ふくしの総合相談イメージ図～



用語解説

支え合い会議

支え合いマップを活用し、一人暮らし高齢者等が、「体調を崩していないか」「地域から孤立していないか」等を把握する中で、見守りが必要な人がいたら、その人の情報を関係者間で共有し、福祉問題の早期解決を目指すことを目的に開催している会議です。

施策
3-5

健康づくりの推進

◆ 施策の目指す姿

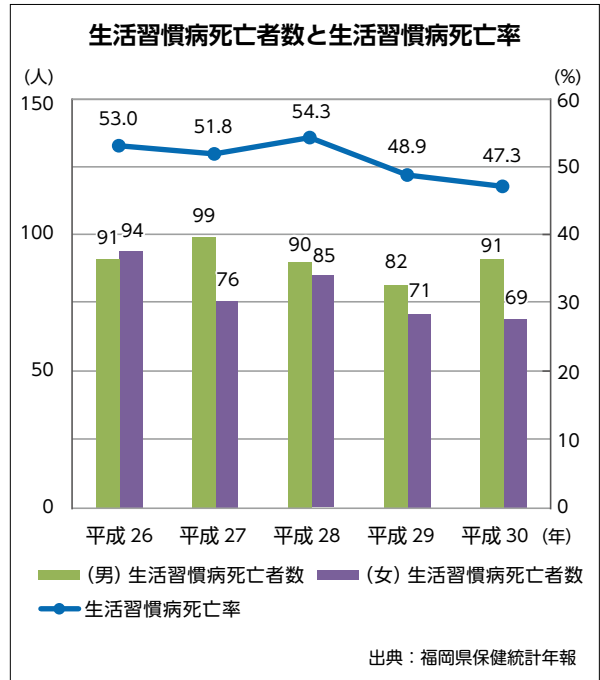
町民が心身ともに健康な生活を送っています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
15歳～64歳の事故を除く死亡者数 (10万人当たり)	成果	95.7人 (H30)	92.0人 (R7)	福岡県保健統計年報に基づく、不慮の事故・他殺を除いた15歳から64歳の死亡者数(人口10万人当たり)です。
生活習慣病死亡率	成果	47.3% (H30)	45.0% (R7)	福岡県保健統計年報に基づく、全死亡者に占める生活習慣病死亡者の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 国は2040年までに健康寿命を3年以上延伸し、平均寿命との差の縮小を目指しています。健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防への取組みが重要となっています。誰もが生涯を通じて健康に過ごせるよう、健康に対する意識を高めるとともに、健康づくりの習慣や行動ができる能力の習得に向け、支援していきます。
- 本町では、特定健診（国民健康保険加入者のみ）やがん検診などを実施していますが、平成31年度の特定健診受診率は48.5%で、近年横ばいの状況です。働く世代（40代・50代）の受診率は28.7%と低い状況です。また、平成29年度に死亡した町民のうちの26.2%が「がん」によるものです。健（検）診の受診率向上に向けて、意識啓発や受診しやすい体制の整備に取り組んでいきます。
- 本町では、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと地域医療体制は整ってきていますが、引き続き、休日や夜間などの急傷病時にも、安心して診療を受けられる医療体制の維持や、町民が気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発に係る関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 本町では、基本的な感染予防対策の周知や予防接種受診勧奨等を行い、感染力が強い病気（麻疹や風疹）や毎年流行する病気（インフルエンザ）等に対する予防対策を推進し、感染症のまん延防止に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を中心とした感染予防を町民へ周知するとともに、今後必要な対策を講じていきます。



部門別計画

いきいきかんだ 21（第2次苅田町健康づくり計画）（平成27～令和6年度）
 苅田町食育推進計画（令和3～7年度）
 データヘルス計画（第2期保健事業実施計画）（平成30～令和5年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 生活習慣の改善 健康に関する正しい知識が身につく、自ら健康増進に取り組んでいます。	1人当たりの健康づくり取組み項目数 (17項目中)	6.0項目 (H31)	8.0項目 (R7)	地方創生
	食育について関心を持っている町民の割合	67.8% (H31)	80.0% (R7)	
	孤食傾向にある町民の割合	28.3% (H31)	25.0% (R7)	
02 早期発見・早期治療の推進 生活習慣病等が早期に発見され、早期治療が行われています。	健康診査や人間ドックを受けている町民の割合	72.6% (H31)	75.0% (R7)	地方創生
	がん検診を受けている町民の割合	34.4% (H31)	50.0% (R7)	
	特定健診の受診率	48.2% (H31)	60.0% (R7)	
03 こころの健康づくり こころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。	自殺者数 (人口10万人当たり)	13.7人 (H28~R2平均)	11.7人 (R7)	地方創生
04 地域医療体制の充実 町民が安心して治療を受けることができます。	休日・夜間の急病時に「行橋京都休日・夜間急患センター」で医療を受けられることを知っている町民の割合	49.1% (H31)	60.0% (R7)	地方創生
	かかりつけ医を持っている町民の割合	60.3% (H31)	65.0% (R7)	強 韌 化



用語解説

生活習慣病	生活習慣が原因で起こる疾患の総称です。がん、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患などがあげられます。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。様々な経験を通して「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むことです。
孤食	家族等が不在の食卓で、一人だけで食事をすることです。

施策 4-1 くらしの安全の確保

◆ 施策の目指す姿

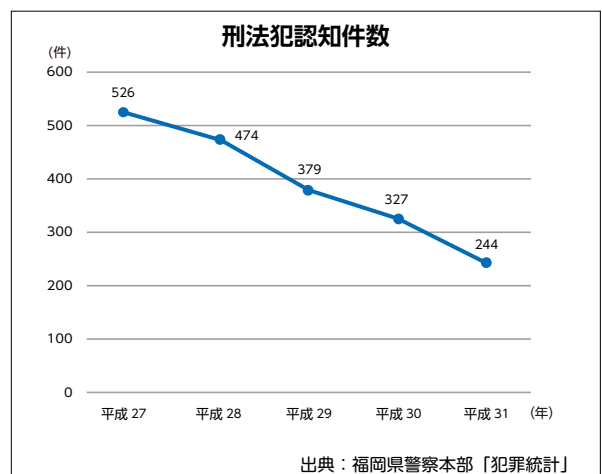
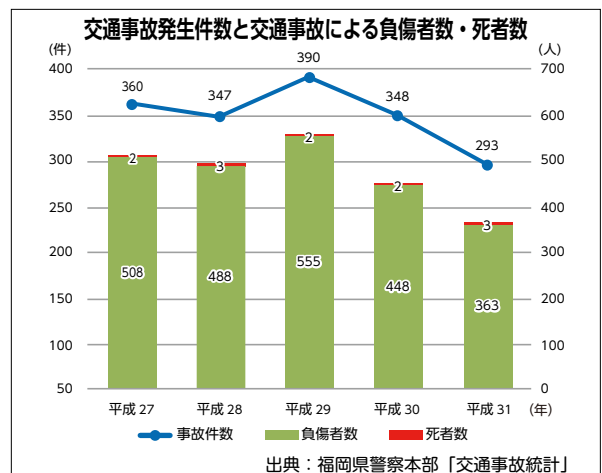
交通事故や犯罪、消費者トラブルが少なくなっています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
交通事故発生件数	成果	293件 (H31)	226件 (R7)	車両などによって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものの件数です。少ないほど安全なまちと考えられます。
刑法犯認知件数	成果	244件 (H31)	157件 (R7)	被害の届出、告訴、告発などにより、警察が犯罪として認知した事件の件数です。少ないほど安全なまちと考えられます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 交通事故の発生件数は減少傾向ですが、毎年交通事故による死者が出ています。交通事故の未然防止を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所などに交通安全施設の整備・充実を図ります。また、交通安全運動の街頭キャンペーンなどで交通安全の意識啓発に努めます。
- 刑法犯認知件数は減少しており、引き続き町民、自治会、事業者、警察などと協働で防犯パトロールや啓発活動に取り組めます。また、地域の防犯組織の設立や各自治会が行う防犯活動を支援します。
- 青少年の非行や不登校などが社会問題となっています。青少年の悩みや問題行動の解消に向け、関係機関や地域が一体となって非行防止活動に取り組むとともに、不審者や事故等から子どもたちを守る活動を推進していきます。
- 多様化・複雑化していく消費生活相談に対応するため、相談員を研修会などへ派遣し、さらなる専門知識の習得を進めます。また、自立した消費者を育成するため、出前講座などによる意識啓発を実施するとともに、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組みを進めます。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 交通安全対策の推進 交通安全に関する意識が向上し、交通ルールを遵守しています。	町民が第1当事者（過失割合が高い）となった県内での事故件数	223件 (H31)	172件 (R7)	地方創生 強 韌 化
02 防犯対策の推進 防犯対策の設備や仕組みが設置・導入されて犯罪が起きにくい環境になっています。	防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策設備の新規設置基数 (前期計画期間累計)	41基 (H31)	135基 (R7)	地方創生
03 青少年犯罪の抑制 地域と一体となった青少年非行防止活動が行われ、青少年の規範意識が育まれています。	青少年の刑法犯数	27件 (H31)	17件 (R7)	地方創生
04 消費生活の安全 町民が正しい消費生活知識を得て、消費者被害にあわないようになっています。	消費トラブルの相談・解決方法の認識数 (全8項目の平均)	1.6項目 (H31)	3.0項目 (R7)	地方創生
	消費者被害救済割合	14.6% (R2)	26.7% (R7)	



用語解説

地域の防犯組織

自ら地域のために防犯活動を行っている組織です。（例：PTA、パトラン）

施策 4-2 自然環境・生活環境の保全

◆ 施策の目指す姿

町民や企業による自然環境保護に関する取組みや地球に負荷を与えない暮らしが定着し、自然環境が保全されています。

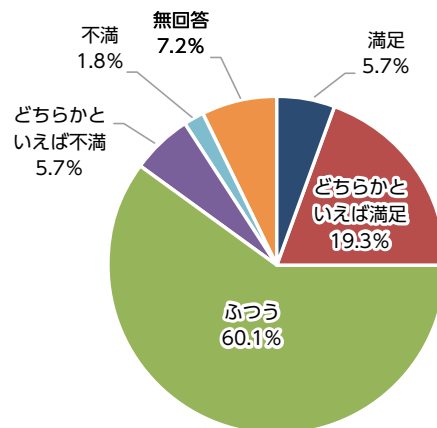
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然環境に不満がない町民の割合	成果	85.2% (H31)	90.0% (R7)	町民アンケートで、本町の自然環境に「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した町民の割合です。
清潔で衛生的な環境になっていると思う町民の割合	成果	79.3% (H31)	85.0% (R7)	町民アンケートで、住まいの周辺が清潔で衛生的な生活ができる環境になっていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 白石海岸、平尾台・広谷湿原、高城山などの豊かな自然環境は、多様な生態系を維持し、町民生活に潤いとやすらぎを与えてくれています。これらの自然環境を利用しながら、人と自然のつながりを理解し、日々の生活の中で環境保全・自然共生社会を意識した町民や企業の行動を推進していきます。
- 環境にやさしいまちをつくるためには、環境保全の大切さや環境問題の現状を知り、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を身につけ、定着させることが重要です。そのため、町民、事業者が環境に対する理解を深め、自発的に環境にやさしい行動を実践できるように、環境教育・学習を推進します。
- 地球温暖化の防止のため、二酸化炭素（CO₂）の排出量の削減が求められています。省エネルギーや再生可能エネルギーに対する町民や企業の意識を高め、自主的な取組みを促します。

自然環境に関する町民の満足度



出典：平成31年度 苅田町まちづくり町民アンケート

※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が100%になりません。

部門別計画

第2次かんた環境未来図（苅田町環境基本計画）（平成26～令和5年度）
第4次苅田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成31～令和5年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 自然環境の保全 自然の大切さや環境保全の重要性が認識され、環境意識が向上しています。	殿川のホタルの確認数	287匹 (H31)	350匹 (R7)	
	家庭部門のCO ₂ 排出量	44,000 tC (H29)	40,000 tC (R7)	
02 生活衛生・公害の防止 清潔で衛生的な環境が保たれています。	公害苦情件数 (騒音・振動・悪臭)	30件 (H31)	25件 (R7)	
	河川の環境基準適合率	92.3% (H31)	95.0% (R7)	
03 再生可能エネルギーの利用 CO ₂ の排出量が削減され、地球温暖化が防止されています。	再生可能エネルギー発電設備の導入容量	27,916kw (H31)	 (※)	

※ 事業所も含めた町内全体の再生可能エネルギーを対象としており、目標値の設定が困難であるため、目指す方向性のみを表記としています。



用語解説

再生可能エネルギー

恒久的に使用できるエネルギーで次の3つの特徴があります。

- ①エネルギー源が枯渇しない
- ②温室効果ガスが発生しない
- ③様々な立地で調達できる：(例) 風力発電・水力発電・太陽光発電・地熱発電・バイオマス発電等

施策 4-3 循環型社会の形成

◆ 施策の目指す姿

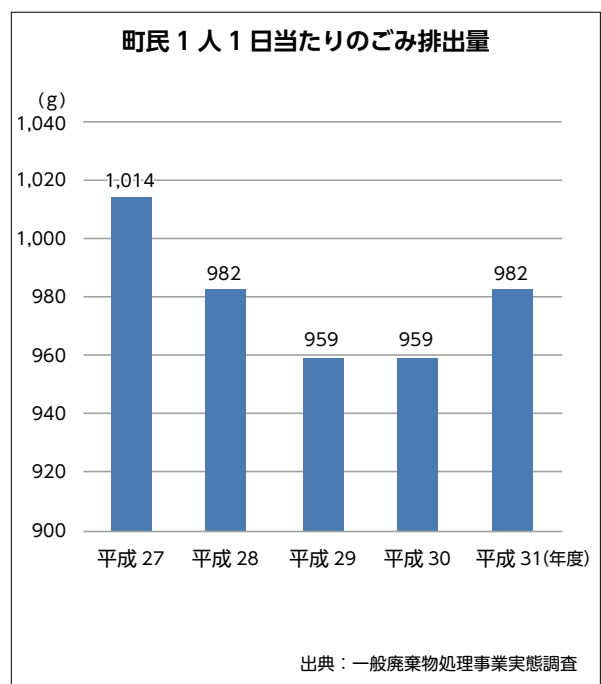
ごみ処理に係る環境負荷が減り、環境にやさしいまちになっています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
町民1人1日当たりのごみ排出量	成果	982g (H31)	897g (R7)	町内の1年間のごみ総量を、人口と1年間の日数で割った数字です。少ないほど環境に負荷をかけないことにつながります。
町民1人1日当たりのごみ排出量 (リサイクルされたものを除く)	成果	826g (H31)	760g (R7)	町内の1年間のごみ総量から、リサイクルされたものを除き、人口と1年間の日数で割った数字です。少ないほど環境に負荷をかけないことにつながります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町では、可燃ごみは固形化燃料（RDF）に加工され、町内セメント工場で補助燃料として焼却され、焼却灰はセメントの原料として再利用されています。可燃ごみの固形化処理は苅田エコプラントで行っていますが、施設の老朽化のため、今後のごみ処理方法について検討します。
- 平成31年度の町民1人当たりの1日のごみ排出量は982gであり、平成27年度の1,014gと比較すると32g減少しています。循環型社会の形成に向け、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底が求められています。



部門別計画

第2次かんた環境未来図（苅田町環境基本計画）（平成26～令和5年度）
苅田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成26～令和5年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 ごみの排出抑制の推進 多くの町民が、ごみの発生や排出を抑制する取組みを行っています。	ごみの排出抑制のための取組みを行っている町民の割合	57.7% (H31)	60.0% (R7)	
02 リサイクルの推進 廃棄物の資源化が促進されています。	リサイクル率 (RDF化を除く値)	15.9% (H31)	25.0% (R7)	
03 ごみの適正な処理 ごみの排出ルールが守られ、不法投棄の少ない町になっています。	ごみの不法投棄の処理件数	54件 (H31)	48件 (R7)	強 韌 化
	町民1人当たりのごみ処理経費	20,875円 (H31)	20,000円 (R7)	



施策 4-4 地域活動・町民活動の推進

◆ 施策の目指す姿

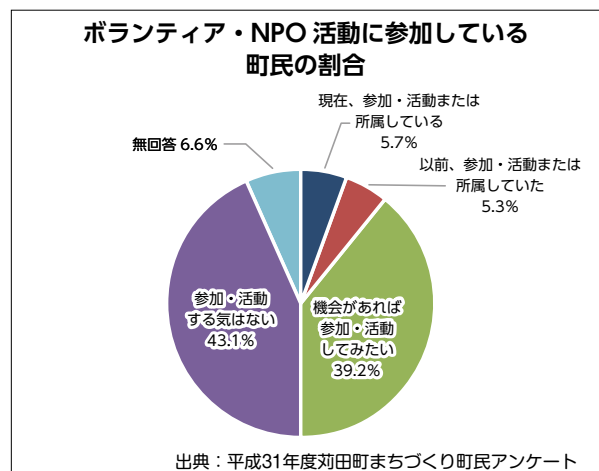
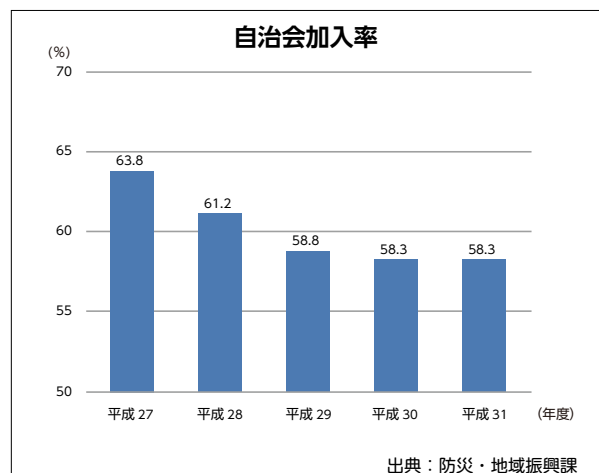
地域活動や NPO・ボランティア団体等の活動、地域間交流が活発に行われ、町民による自主的なまちづくりが推進されています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自治会活動が活発に行われていると思う町民の割合	成果	47.2% (H31)	57.0% (R7)	町民アンケートで、自治会活動が活発に行われていると「思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した町民の割合です。
ボランティア・NPO活動に参加している町民の割合	成果	5.7% (H31)	8.0% (R7)	町民アンケートで、ボランティア・NPO活動に「現在、参加・活動または所属している」と回答した町民の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の自治会組織は 48 ありますが、昨今の社会構造の変化や人と人とのつながりの希薄化により、自治会の加入率は平成 27 年度の 63.8%から平成 31 年度の 58.3%へと徐々に低下しており、特に防災・防犯活動への影響が懸念されます。このため、魅力ある自治会を目指し、いろいろな人が参加しやすい自治会づくりに努めます。
- 町民ニーズが多様化しており、行政がきめ細かく対応することが難しくなっています。一方、町民の活動が行政の一翼を担っている面もあります。まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を推進し、活動の主体となる町民一人一人が自主的かつ主体的に町民活動に取り組める環境を整備していきます。
- 本町では、西日本工業大学と包括連携協定を締結し、様々な課題に取り組んでいます。また、多くの企業とも社会貢献活動協定を締結しており、今後も企業や学校と協働していきます。
- 今後、外国人の増加が予想される中で、本町における外国人の受入れ体制を整備するとともに、外国人に向けた情報発信に努めます。



※小数点端数表示の関係で、足し上げても合計が100%になりません。



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 自治会活動の活性化 自治会に加入する町民が増え、様々な自治会活動が行われています。	自治会加入率	58.3% (H31)	63.8% (R7)	地方創生 強靱化
	自治会活動に参加している町民の割合	44.2% (H31)	55.0% (R7)	
02 町民活動の活性化 NPO・ボランティア団体等の活動に参加する町民や町内で活動する団体が増えています。	町民活動団体・ボランティア活動団体数	58団体 (H31)	72団体 (R7)	地方創生
	ボランティア・NPO活動に参加意欲がある町民の割合	44.9% (H31)	55.0% (R7)	
03 産学官連携の推進 産学官がそれぞれの特性、技術を活かして連携しています。	産・学・官が協働で行うまちづくりに関する事業数	2事業 (H31)	3事業 (R7)	強靱化
04 国際化・多文化共生の基盤づくり 他国の文化を理解する町民が増え、多言語での行政サービスや安全・安心情報が提供されています。	多文化共生社会に取り組んでいる事業数	4事業 (H31)	8事業 (R7)	地方創生 強靱化



用語解説

包括連携協定	大学と町が相互の連携協力により協働のまちづくりを推進すると共に、大学における教育研究と地域社会の発展に寄与することを目的とした協定です。
社会貢献活動協定	町民、自治組織、ボランティア団体及び事業者が、美化活動等営利目的ではなく、自主的な公益的な活動を行うことについて、刈田町社会貢献活動の推進に関する条例に基づき、町と締結する協定です。
多文化共生社会	「国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていくことができる社会」をいいます。

施策
4-5

防災・減災対策の推進

◆ 施策の目指す姿

災害への対応力が高まり、災害時の被害が最小限にくい止められています。

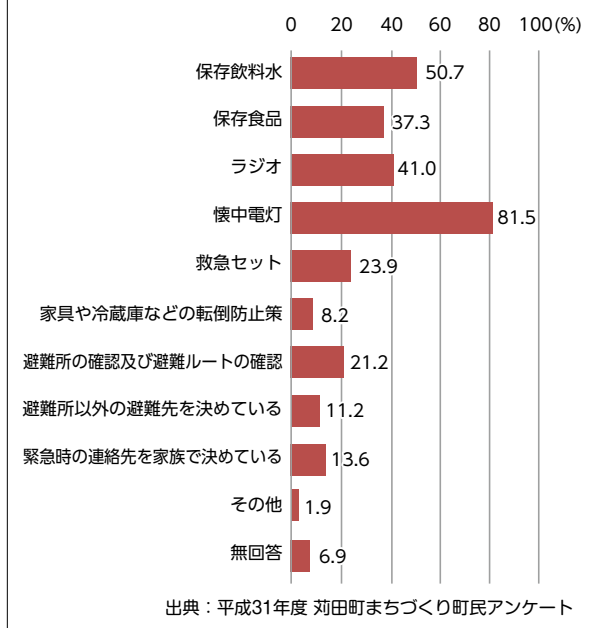
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
自然災害による被災世帯・事業所数 (前期計画期間累計)	成果	0件 (H31)	0件 (R7)	台風、大雨などの自然災害で家屋被害などが生じた件数です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、国内において大規模な自然災害が多く発生しており、町民の防災意識の高揚や地域防災力の更なる強化のため、防災訓練等の実施に取り組んでいきます。
- 防災情報マップを令和2年3月に改訂し、町民及び企業への配布に取り組んでいます。更に同年4月から新たにLINEでの情報発信を追加しました。今後もより多くの町民にわかりやすい防災・災害情報発信に取り組んでいきます。
- 災害発生時には、避難に支援が必要な方が多くいるため、平常時から名簿の管理や避難時の支援体制の構築、近隣地方公共団体及び町内事業所との応援協力体制の更なる確立が求められています。
- 国土強靱化地域計画に基づき、浸水・津波対策をはじめとした、大規模自然災害等に備えるための総合的な取組みを推進します。

家庭で行っている災害時の備え





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 防災意識の高揚 災害発生時の避難行動が迅速化され、被害発生が最小限に食い止められています。	家庭で行っている災害時の備えの項目数（9項目中）	2.9項目 (H31)	4.5項目 (R7)	地方創生 強靱化
02 地域防災力の向上 地域において、災害発生時における協力体制が整っています。	自治会の自主防災組織の設置率	70.8% (H31)	100% (R7)	地方創生 強靱化
	防災訓練に参加した町民の割合	19.3% (H31)	30.0% (R7)	
	災害時個別支援計画が策定されている要援護者の割合	16.1% (H31)	20.0% (R7)	
03 防災・災害情報の提供 各種媒体・方法で町民が様々な情報を得て、災害時等に適切な判断をし、被害が最小限に食い止められています。	災害情報取得のために登録・活用している平均手段数（5手段中）	1.2手段 (H31)	3.0手段 (R7)	地方創生 強靱化
04 災害時支援力・対応力の向上 災害発生時に迅速な避難や避難者支援及び復旧作業ができる体制や対策が整っています。	災害時の支援事業者数（協定締結数）	50件 (H31)	58件 (R7)	地方創生 強靱化
	災害時の支援体制の基準未達項目数	1項目 (R2)	0項目 (R7)	
	自主参集しなければならない災害規模を正しく理解している職員の割合	53.6% (H31)	100% (R7)	
	防災訓練に参加した職員の割合	23.4% (H31)	100% (R7)	
	行政財産の耐震化率	48.0% (R2)	56.8% (R7)	
05 浸水対策の推進 浸水対策が行われ、被害を軽減できています。	床下浸水件数（前期計画期間累計）	16件 (H30)	0件 (R7)	地方創生 強靱化
06 津波対策の推進 津波発生時に町民が速やかに避難所に避難し、被害が最小限に食い止められています。	防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合（自宅）	21.4% (H31)	50.0% (R7)	地方創生 強靱化
	防災情報マップで津波・内水・洪水・高潮災害エリアを認知している町民の割合（職場）	8.6% (H31)	25.0% (R7)	
	津波時の避難協定数	4件 (H31)	9件 (R7)	

用語解説

国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
災害時個別支援計画	災害弱者といわれる、一人暮らしの高齢者、要介護者、障がいのある人等の災害時等の避難場所や避難支援者などを作成する個別計画です。
基準未達項目	福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書及び福岡県備蓄基本計画により、整備が必要となっている2項目、「物資の備蓄」と「避難所の確保」を基準としています。そのうち「物資の備蓄」が基準まで達していません。
行政財産	地方公共団体において公用若しくは公共用に供し、又は供するものです。（例：役場庁舎など）

施策 4-6 消防・救急・救助対策の推進

◆ 施策の目指す姿

防火及び救命への対応力が高まり、被害が最小限に食い止められ、安全に暮らすことができています。

◆ 施策の成果指標

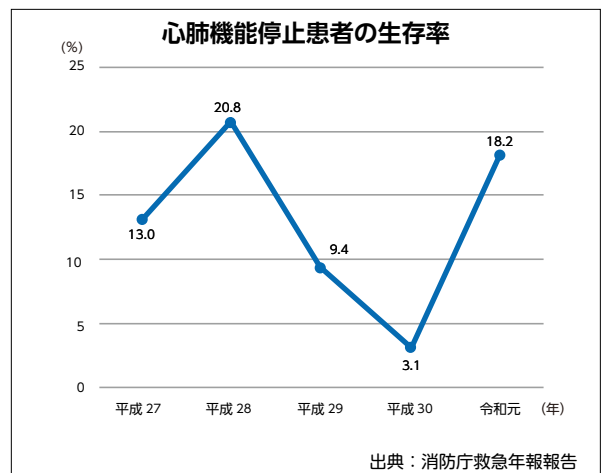
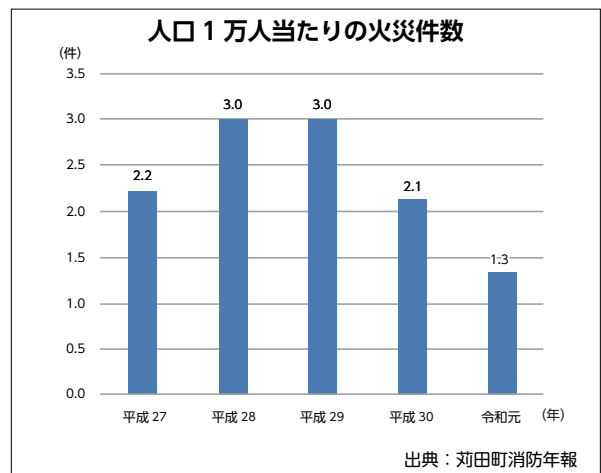
指標名	区分	基準値	目標値	説明
人口1万人当たりの火災件数	成果	2.3件 (H27~H31の平均)	2.3件 (R7) (※1)	火災件数を人口1万人当たりの件数に換算したもので、火災件数を比較する場合に用いる指標です。
心肺機能停止患者の生存率	成果	12.9% (H27~H31の平均)	12.9% (R7) (※2)	救急隊が搬送した心臓及び呼吸が停止していた患者のうち、1ヵ月後に生存していた人の割合です。

※1 下がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

※2 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅火災から生命・財産を守るため、火災予防の啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理と消火器の設置を推進します。
- 地域防災力の中核となる消防団員の確保及び育成に取り組むことで、地域で発生する火災や風水害に対して迅速かつ的確に対応可能な体制を維持します。
- 救命率向上のため、AEDの取り扱い及び心肺蘇生法の技術の習得を図り、救急現場で救急隊が到着するまでの間に、町民による救命活動が実施できる体制を作ります。
- 町民から求められる消防活動に応えるため、施設・設備を適切に更新するとともに、資機材等についても点検・維持管理を行います。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 防火意識の高揚と予防対策の推進 火災予防や初期消火の意識啓発によって、火災被害が最小限に食い止められています。	消火器と住宅用火災警報器の両方を持っている町民の割合	12.7% (H31)	15.0% (R7)	強 韌 化
	危険物施設の火災発生件数及び流出事故発生件数	2件 (H31)	0件 (R7)	
02 消防団活動の充実 非常備消防体制が充実・強化され、災害による被害が最小限に食い止められています。	消防団員の充足率	92.8% (H27~H31の平均)	92.8% (R7) (※3)	地方創生 強 韌 化
	消防団員が訓練等を実施した回数	101回 (H31)	101回 (R7) (※3)	
03 救急救命体制の整備 高度な救命処置と適正な救急車利用により救命率が向上しています。	町民による心肺停止患者への蘇生法の実施率	63.6% (H31)	65.0% (R7)	強 韌 化
	軽症での救急車利用率	50.1% (H27~H31の平均)	48.8% (R7)	
04 資機材等の適正な維持管理 資機材等が充実し、常に使用できるように維持管理されています。	機能維持のために防火水槽・消火栓を修繕した件数	14箇所 (H31)	—	強 韌 化
	資機材のトラブルにより、消防・救急・救助活動に支障が出た件数 (前期計画期間累計)	0件 (H31)	0件 (R7)	

※3 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。



用語解説

AED (自動体外式除細動器)	心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。
資機材	消防・救急・救助活動を行うときに使用する装備機材のことです。

施策
5-1

道路・橋梁の整備と保全

◆ 施策の目指す姿

道路・橋梁の適正な整備と維持管理によって、安全に移動できる環境が整っています。

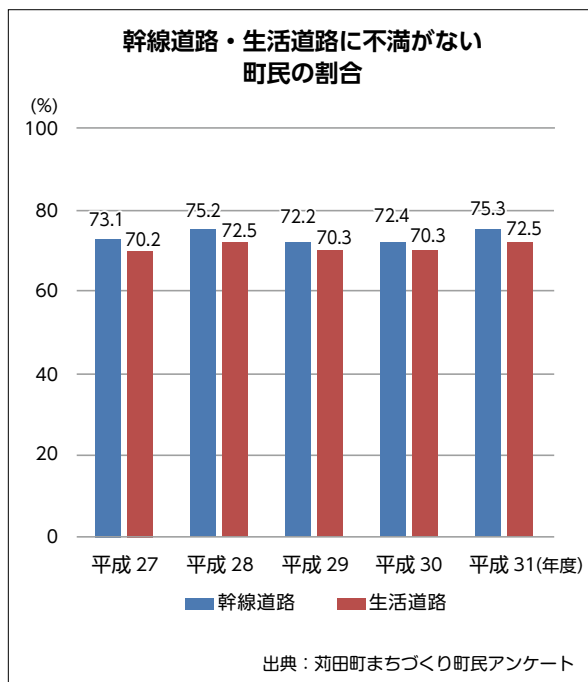
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
幹線道路に不満がない町民の割合	成果	75.3% (H31)	78.0% (R7)	町民アンケートで、幹線道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。
生活道路に不満がない町民の割合	成果	72.5% (H31)	72.5% (R7) (※)	町民アンケートで、生活道路の整備状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合です。

※ 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 住宅地開発や企業誘致等による土地利用の促進や町内外の移動を円滑にするため、幹線道路の整備を推進していきます。
- 日常生活に密着する生活道路の安全性・利便性向上のため、優先順位を検討して効率的な整備促進を図ります。
- 橋梁や舗装などの道路施設の老朽化対策を推進する必要があるため、個別施設計画に基づき、施設の長寿命化と安全性の確保を図ります。



部門別計画

- 苅田町都市計画マスタープラン 2020（令和 2～ 21 年度）
- 苅田町橋梁個別施設計画（平成 31～令和 10 年度）
- 苅田町横断歩道橋個別施設計画（平成 31～令和 10 年度）
- 苅田町大型カルバート個別施設計画（平成 31～令和 10 年度）
- 苅田町舗装個別施設計画（令和 3～ 12 年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 道路の整備促進 幹線道路の整備により都市間ネットワークが構築され、渋滞の緩和や町内外への移動が円滑になっています。	幹線道路整備延長 (前期計画期間累計)	0km (H31)	1.1km (R7)	地方創生 強靱化
	生活道路補修・改良延長 (前期計画期間累計)	2 km (H31)	3km (R7)	
02 道路・橋梁の適切な維持管理 生活道路・橋梁の適切な維持管理により利用者の安全性、利便性が向上しています。	橋梁の健全度Ⅲ及びⅣ(危険) の件数	4件 (H31)	0件 (R7)	地方創生 強靱化
	生活道路補修・改良延長 (前期計画期間累計)	2 km (H31)	3km (R7)	



用語解説

幹線道路	地域内または都市内において骨格的な道路網を形成する道路です。
生活道路	幹線道路と住宅地を結ぶ道路です。

施策
5-2

持続可能な市街地の形成

◆ 施策の目指す姿

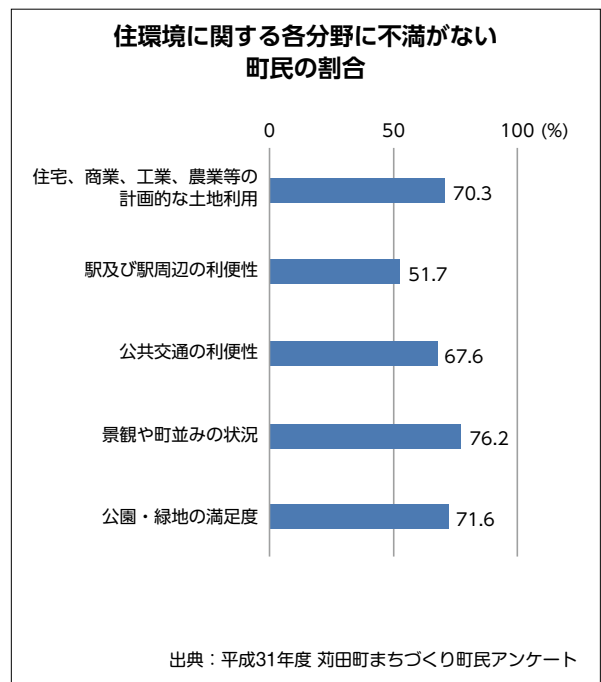
暮らしに必要な都市機能が集約され、公共交通網を基軸として、安全性、快適性に優れた住環境が形成されています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
住環境に不満がない町民の割合	成果	67.5% (H31)	68.0% (R7)	町民アンケートで、住環境に関する各分野（土地利用、駅及び駅周辺、公共交通、景観・町並み、公園・緑地）の状況に「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した町民の割合の平均値です。
市街化区域内人口割合	成果	91.6% (H31)	92.0% (R7)	町の総人口のうち、市街化区域内に住んでいる人の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 企業立地に対応する職住近接型の良好な住宅地確保が求められていることから、引き続き与原土地区画整理事業北側施行区域の事業推進を図ります。
- 市街化区域内の未利用地の宅地化や郊外の集落におけるコミュニティの維持などが求められており、地域の特性を踏まえた適切な土地利用を推進していきます。
- 小波瀬西工大前駅周辺の交通環境、駅や駅周辺施設の利用環境の向上のため、関係機関との協議を継続し、整備を推進していきます。
- 高齢化などが今後も進むことから、コミュニティバスの利便性向上に取り組むとともに、交通環境の整備を推進していきます。
- 自然や歴史資源、産業関連施設など、苅田町らしい魅力ある景観の保全・形成に向けた取組みを推進していきます。
- 安全で利用しやすい公園とするため、施設の適切な整備や更新、継続的な維持管理を行っていきます。
- 近年、各地で大規模な自然災害が頻発していることから、安全な土地利用や災害対策、住宅の耐震化や空き家対策等を推進し、災害に強い都市の形成を図ります。



部門別計画

苅田町都市計画マスタープラン 2020（令和2～21年度）
 苅田町公園施設長寿命化計画（平成27～令和6年度）
 京築広域景観計画（平成24年度～）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 地域の特性を踏まえた適切な土地利用の推進 各地域の特性を踏まえた土地の有効活用が行われています。	与原土地区画整理事業での仮換地使用収益開始率	47.3% (H31)	78.6% (R7)	地方創生
	市街化区域の開発面積 (前期計画期間累計)	9.73ha (H31)	24.09ha (R7)	
	市街化区域の新規住宅建築件数 (前期計画期間累計)	177件 (H31)	979件 (R7)	
	市街化区域外の新規住宅建築件数 (前期計画期間累計)	14件 (H31)	41件 (R7)	
02 駅周辺の整備 駅や駅周辺が整備され、安全で快適に利用できています。	駅や駅周辺に不満がない町民の割合	51.7% (H31)	51.7% (R7) (※1)	地方創生 強靱化
03 公共交通の利便性向上 公共交通の利便性が高まり、町内外への移動が円滑になっています。	コミュニティバスの利用者数	78,569人 (H31)	78,569人 (R7) (※2)	地方創生
	公共交通に不満がない町民の割合	67.6% (H31)	67.6% (R7) (※3)	
04 魅力ある景観の保全・創出 自然や歴史、文化を伝える景観資源が保全・活用され、魅力ある景観になっています。	景観や町並みに不満がない町民の割合	76.2% (H31)	77.0% (R7)	地方創生
05 公園・緑地の整備と管理 快適で潤いのある空間が形成されています。	公園・緑地に不満がない町民の割合	71.6% (H31)	73.0% (R7)	地方創生 強靱化
	公園遊具施設の機能に関する総合判定結果が健全である割合	96.5% (R2)	100% (R7)	
06 災害に強い土地・家屋の利用推進 安全性の高い土地利用がされています。	土砂災害や安全な土地利用に関する整備箇所数 (前期計画期間累計)	0箇所 (H31)	5箇所 (R7)	地方創生 強靱化
	老朽危険家屋の除却件数 (前期計画期間累計)	— (新規取組み)	25件 (R7)	

- ※1 上がると良い指標ですが、小波瀬西工大前駅周辺の整備に伴う一時的な悪化が予想されるため、基準値の現状維持としています。
- ※2 上がると良い指標ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、基準値の現状維持としています。
- ※3 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

用語解説

市街化区域	都市計画区域内のうち、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。
仮換地使用収益開始率	土地を利用しやすくなるように再配置する土地区画整理事業において、これまでの宅地に代わって指定される土地（仮換地）の全面積に対する土地利用（使用収益）ができるようになった土地の面積の割合のことです。
公園遊具施設の機能に関する総合判定結果	遊具の健全度について調査を行い、施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性などを確認し、補修もしくは更新の必要性について総合的な判定を行った結果です。

施策
5-3

水道水の安定供給と汚水処理の推進

◆ 施策の目指す姿

公共水域の水質が保全され、水資源が有効活用されています。

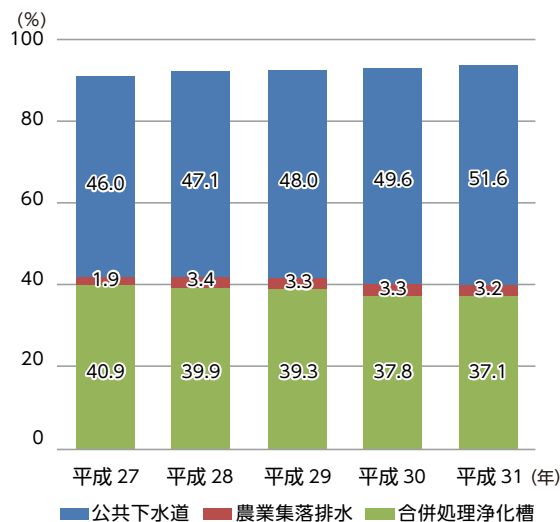
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
水道水供給事故件数 (100世帯以上に影響したものの) (前期計画期間累計)	成果	0件 (R2)	0件 (R7)	浄水場の不具合や漏水等により、100世帯以上に水道水が供給できなかった件数です。
汚水処理人口普及率	成果	91.9% (H31)	95.0% (R7)	汚水処理施設の普及状況を表す指標です。総人口のうち、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を利用している人の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 水道事業を取り巻く環境は、今後の人口減少や節水機器の普及などによる料金収入の減少や、老朽化した管路や施設の更新費用が増大することによる財政状況の悪化が見込まれます。また、災害への対応や技術者不足、安定した水源の確保などが水道事業を取り巻く課題となっています。これらの課題に対応するため、経営の効率化や広域連携の推進、管路や施設の効率的な維持管理に取り組みます。
- 本町の汚水処理の方法は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つがあります。平成31年度末の汚水処理人口普及率は91.9%となっており、公共下水道分は51.6%、農業集落排水分は3.2%、合併処理浄化槽分は37.1%となっています。
- 公共下水道事業認可区域については、さらなる公共下水道の整備を進めていきます。また、公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全に取り組んでいきます。

汚水処理人口普及率



出典：汚水処理人口調査

部門別計画

苅田町水道事業ビジョン（令和3～12年度）
 苅田町水道事業経営戦略（令和3～12年度）
 苅田町公共下水道事業全体計画（平成6年度～）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 安全で災害に強い水道の供給 安全な水道水を安定的に利用できています。	管路更新率	0.33% (H31)	0.83% (R7)	地方創生 強靱化
	耐震管率	1.5% (H31)	6.0% (R7)	
	浄水施設の機能不全件数 (前期計画期間累計)	0件 (R2)	0件 (R7)	
02 下水道の整備と管理 快適な生活環境が形成され、公共水域の水質が保全されています。	公共下水道水洗化率	74.7% (H31)	77.0% (R7)	地方創生 強靱化
	農業集落排水水洗化率	55.3% (H31)	62.3% (R7)	
	公共下水道整備率	35.6% (H31)	40.0% (R7)	
03 合併処理浄化槽による汚水処理の推進 快適な生活環境が形成され、公共水域の水質が保全されています。	合併処理浄化槽処理人口率	82.0% (H31)	90.0% (R7)	地方創生 強靱化
04 健全な上下水道経営の推進 上下水道の経営が健全に行われることで、持続可能な上下水道事業が実施されています。	上水道の経常収支比率	114.6% (H31)	114.6% (R7) (※)	
	有収率 (上水道)	93.5% (H31)	93.5% (R7) (※)	
	下水道の経常収支比率 (連結)	112% (H31)	115% (R7)	
	有収率 (公共下水道)	96.4% (H31)	97.0% (R7)	
	有収率 (農業集落排水)	99.4% (H31)	99.4% (R7) (※)	

※ 上がると良い指標ですが、基準値が高水準であるため、基準値の現状維持としています。

用語解説

公共下水道事業認可区域	公共下水道が供用開始されている区域および年次ごとの整備計画のある区域です。
水洗化率	実際に公共下水道や農業集落排水に接続している人口の割合です。
経常収支比率	料金収入や一般会計繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賅っているかを表す指標です。
有収率（上水道）	浄水場から供給された配水量のうち、料金徴収の対象となる使用水量の割合です。
有収率（下水道）	処理された汚水量のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合です。

施策
6-1

持続可能な行政運営の推進

◆ 施策の目指す姿

効果的・効率的に行政運営が行われ、行政サービスが向上しています。

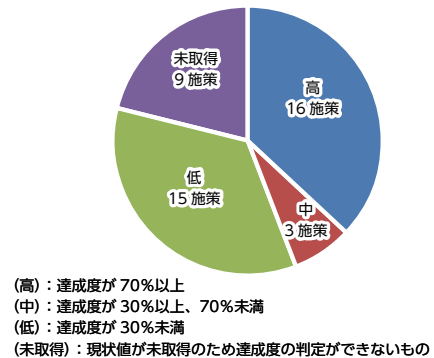
◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
施策成果指標の目標達成割合	成果	—	100% (R7)	町の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「施策」に設定した成果指標の目標値に対する達成状況です。
施策成果指標の向上割合 (対基準値)	成果	—	100% (R7)	町の行政運営の状況を把握する指標です。総合計画の「施策」に設定した成果指標の基準値に対する改善状況です。

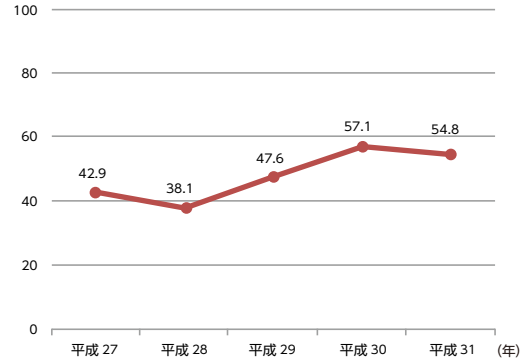
◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化や人口減少社会の進展などの社会経済環境の変化や、多様化・高度化する町民ニーズなどに的確に対応するため、限られた経営資源を最大限に活かし、効果的かつ効率的な行政運営を一層推進します。また、業務の自動化・省力化を目指し、デジタル化できる部分は積極的にデジタル化の実施を検討します。
- 情報発信は、広報紙、ホームページ及びSNSが主となっています。災害時の緊急情報などはインターネットでの発信が効果的ですが、インターネットが使えない方もいるため、他の情報発信手段を検討します。きめ細かでわかりやすい情報を発信するために「全職員が情報発信者」という意識を持ち、各課からも発信できる仕組みづくりを検討します。
- パブリックコメントやワークショップなどを活用し、町民と町との意見交換ができる機会を設けます。また、ホームページの問い合わせフォームや各課の窓口において、引き続き町民から直接意見を聞く機会を確保していきます。
- 現在、周辺市町村と京築連帯アメニティ都市圏推進会議や連携中枢都市圏を形成して、広域行政を実施しています。今後も、効率的で利便性のある行政サービス提供につながる取組みについては、連携の実施を検討します。
- 本町は北九州市や行橋市から働きにくる人が多い一方、北九州市や行橋市への転出が多い状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方移住が注目されています。このため、空き家等の情報収集・発信に取り組み、定住に繋げていきます。

第4次総合計画の施策成果指標の目標達成状況



第4次総合計画の施策成果指標の向上割合(対基準値)





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 成果志向の行政運営 町民ニーズを反映し、効果的・効率的に施策や事業が行われています。	基本事業成果指標の目標達成割合	—	100% (R7)	地方創生
	基本事業成果指標の向上割合 (対基準値)	—	100% (R7)	
	P D C Aや成果を意識して業務にあたっている組織だと思ふ職員の割合	36.1% (H31)	70.0% (R7)	
02 広報・広聴の推進 町民へ適切でわかりやすい情報提供が行われるとともに、町への意見提出の機会が確保されています。	町からの広報・情報提供に不満がない町民の割合	88.2% (H31)	90.0% (R7)	地方創生 強靱化
	意見を行政に伝える機会に不満がない町民の割合	84.8% (H31)	90.0% (R7)	
03 デジタル行政の推進と情報システムの適正管理 行政事務・行政サービスが効率的になり、それを支える各情報システムが問題なく稼働されています。	主要情報システムの予期せぬ停止時間 (前期計画期間累計)	0時間 (H31)	0時間 (R7)	地方創生 強靱化
	I T化・デジタル化を行った行政事務・行政サービス数 (前期計画期間累計)	16件 (H31)	50件 (R7)	
04 個人情報保護と公開 個人情報適切に管理され、保護と説明責任が果たされています。	個人情報漏洩件数 (前期計画期間累計)	0件 (H31)	0件 (R7)	
	情報公開請求における不服申立による変更件数 (前期計画期間累計)	0件 (H31)	0件 (R7)	
05 広域行政の推進 周辺地方公共団体との連携により、効率的で利便性のある行政サービスが提供されています。	広域連携事業数	10事業 (H31)	10事業 (R7) (※)	地方創生
06 確実な事務執行と窓口処理 公平・公正で確実な事務処理と窓口対応により、町民生活に支障がない状態を維持できています。	町が行う事務手続きや窓口業務が適正かつ円滑に執行されていると思う町民の割合	79.1% (H31)	85.0% (R7)	地方創生
07 定住の推進 本町の魅力が理解され、定住意欲が増加しています。	これからも苅田町に住み続けたいと思う町民の割合	86.1% (H31)	90.0% (R7)	地方創生

※ 上がると良い指標ですが、十分な検討と他機関との調整が必要であるため、基準値の現状維持としています。

用語解説

I T化	「Information Technology (情報技術)」の略称であり、コンピューター・インターネットなどを使う、情報処理や通信に関する技術を用いることの総称です。
デジタル化	アナログデータをデジタルデータに変換することです。
京築連帯アメニティ都市圏推進会議	京築地域の個性をつなぎ、より魅力的な地域としていくために、京築地域の2市5町と県が一体となって、快適でゆとりある暮らしと強固な経済基盤を兼ね備えた個性的な都市づくりに取り組んでいる組織です。
連携中枢都市圏	地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営み続けるための拠点づくりを進めるものです。本町では、中心都市の北九州市とその近隣の本町を含めた16市町(直方市、行橋市、豊前市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町)と連携中枢都市圏「北九州都市圏」を形成しています(令和2年度時点)。

施策
6-2

健全な財政運営の推進

◆ 施策の目指す姿

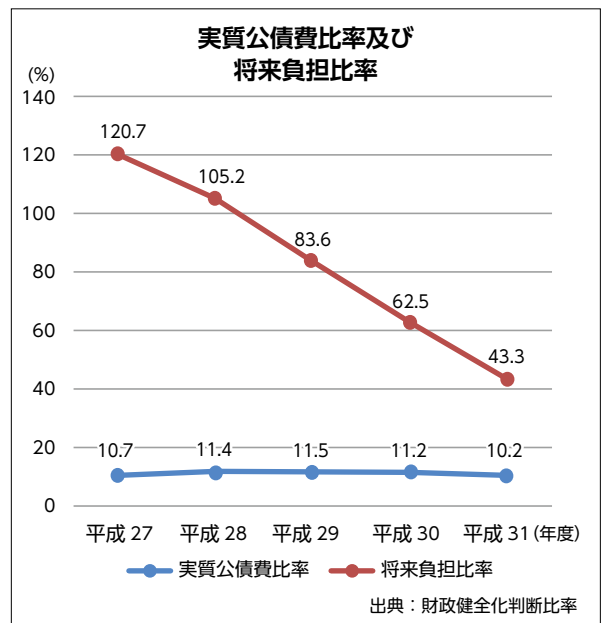
計画的な財政運営が行われ、健全な財政状況を維持しています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
実質赤字比率	成果	— (H31)	— (R7)	一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、一般会計等の財政運営が深刻であることを意味します。
連結赤字比率	成果	— (H31)	— (R7)	水道事業や下水道事業等の公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、赤字額が大きく、町全体の財政運営が深刻であることを意味します。
実質公債費比率	成果	10.2% (H31)	9.0% (R7)	借入金等の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力性が低下することを意味します。
将来負担比率	成果	43.3% (H31)	30.0% (R7)	借入金等の抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高まるほど、将来に見込まれる負担が大きいくことを意味します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 今後、町税収入において大きな伸びが期待できない中、少子高齢化に伴う社会保障費の増加に加え、公共施設の老朽化対策等の新たな行政課題への対応のための費用が必要となっています。将来多大な財政負担が発生しないよう、中長期的な財政見通しを立てて、計画的に財政運営をしていく必要があります。
- 荻田町公共施設等総合管理計画及び各施設の個別施設計画に基づき、公共施設等の適正配置、計画的な改修・改築や維持管理等に取り組みます。
- 業務の多様化により、支払いも多岐に亘り、件数も増加しています。厳正かつ迅速な出納事務を行い、適正な会計処理に努めます。



部門別計画

荻田町公共施設等総合管理計画（平成 29～令和 8 年度）
荻田町公共施設個別施設計画（令和 3～32 年度）



◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 歳入の確保 歳入を安定的に確保できています。	町税の徴収率 (国民健康保険税を除く)	97.19% (H31)	98.00% (R7)	地方創生
	基金残高	6,352百万円 (H31)	6,400百万円 (R7)	
02 歳出の適正管理 将来に過度な負担が残らないように、限られた財源で歳出をまかっています。	経常収支比率	84.1% (H31)	84.0% (R7)	地方創生
	地方債残高	9,759百万円 (H31)	8,500百万円 (R7)	
03 公共施設マネジメントの推進 公共施設のトータルコストが削減し、費用が平準化しています。	個別施設計画に基づく工事(設計)着手件数 (前期計画期間累計)	0件 (R2)	17件 (R7)	地方創生 強靱化
04 適正な会計処理 適正な公金の支払いが行われています。	振込誤りによる再振込件数	160件 (R2見込)	120件 (R7)	



用語解説

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費や社会保障関係費、借入金の返済額などの毎年かかる固定的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの毎年収入される財源がどの程度充当されているかを比率で示しています。この比率が高いほど、財源に余裕がない状態が進んでいることを表します。

施策
6-3

町民から信頼される職員と職場づくり

◆ 施策の目指す姿

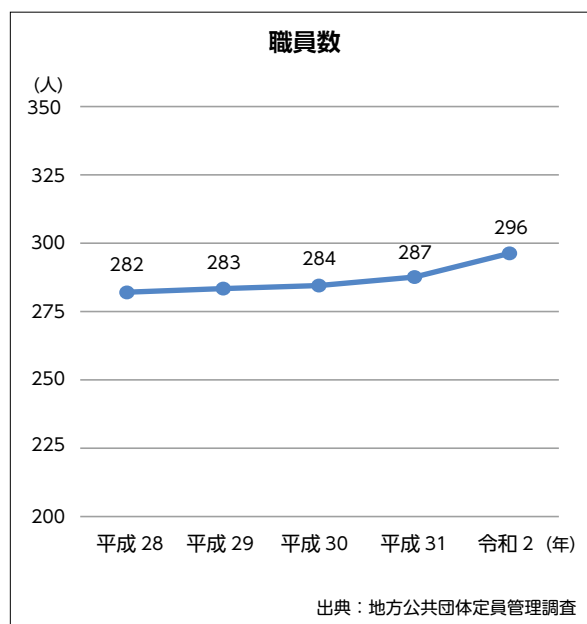
職員の資質向上が図られるとともに、機能的な組織体制が構築され、行政サービスが向上しています。

◆ 施策の成果指標

指標名	区分	基準値	目標値	説明
組織・職員の抱える問題・行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合	成果	45.6% (H31)	70.0% (R7)	職員アンケートで、迅速かつ適切に対応ができていると「思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した職員の割合です。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政主体として多様化・高度化する町民ニーズに対応し、町民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増してきています。
- 平成 28 年に地方公務員法が改正され、人事評価制度を導入しました。今後は研修、OJTに加え、人事評価を活用した人材育成により職員の能力開発、組織の活性化を図り、行政サービスの向上につなげます。
- 平成 31 年 4 月から働き方改革関連法が順次施行されています。職員自らが協力し合い、働き方を効率化できる組織づくりやデジタル行政を推進し、職員のモチベーションの向上や健康の維持を図ることで、行政サービスの向上につなげます。
- デジタル化等の大きく変化する社会情勢や多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくため、変化に柔軟に対応できる職員の育成や簡素で効率的な組織体制の構築を図ります。





◆ 基本事業の構成

基本事業名／目指す姿	指標名	基準値	目標値	他計画連携
01 人材育成と組織体制の充実 能力が高まった職員が、機能的・効率的な組織で業務を行っています。	研修、OJT、人事評価等が機能し、人材が育成されている組織だと思ふ職員の割合	28.2% (H31)	50.0% (R7)	
	町の組織機構（課、担当の構成）は機能的・効率的になっていると思ふ職員の割合	28.2% (H31)	50.0% (R7)	
02 健康で安心して働ける職場づくり 職員の健康が維持され、安心して職場で働くことができます。	年次有給休暇取得5日未満、超過勤務（年360時間以上）または公務災害に該当した職員数	31人 (H31)	15人 (R7)	強 靱 化

用語解説

人事評価制度	職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力・挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績の評価を、人事管理の基礎とする制度です。能力・実績に基づく人事管理を進めて行く上での基礎となる重要なツールであるとともに、人材育成の意義を有するものでもあります。
OJT	On-the-Job Training（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の略称で、「職場内訓練」と訳されます。実際の職場で実務を通して、必要な知識やスキルを学ぶ手法のことです。上司や先輩が現場で実務経験を通して部下を育成することを目的としています。
働き方改革関連法	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の略称で、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じるため平成30年7月に公布されました。